

| 令和４年厚岸町議会第２回定例会会議録 |     |                     |
|--------------------|-----|---------------------|
| 招 集 期 日            |     | 令和4年 6月15日          |
| 招 集 場 所            |     | 厚 岸 町 議 場           |
| 開 閉 日 時            | 開 会 | 令和4年 6月15日 午前10時00分 |
|                    | 延 会 | 令和4年 6月15日 午後 4時58分 |

1. 出 席 議 員 並 び に 欠 席 議 員

| 議 席<br>番 号             | 氏 名       | 出席○<br>欠席× | 議 席<br>番 号 | 氏 名     | 出席○<br>欠席× |
|------------------------|-----------|------------|------------|---------|------------|
| 1                      | 竹 田 敏 夫   | ○          | 8          | 金 子 勇   | ○          |
| 2                      | 石 澤 由 紀 子 | ○          | 9          | 桂 川 実   | ○          |
| 3                      | 室 崎 正 之   | ○          | 10         | 大 野 利 春 | ○          |
| 4                      | 音 喜 多 政 東 | ○          | 11         | 中 川 孝 之 | ○          |
| 5                      | 南 谷 健     | ○          | 12         | 中 屋 敦   | ○          |
| 6                      | 佐 藤 淳 一   | ○          | 13         | 堀 守     | ○          |
| 7                      | 杉 田 尚 美   | ○          |            |         |            |
| 以上の結果 出席議員 13名 欠席議員 0名 |           |            |            |         |            |

1. 議 場 に 出 席 し た 事 務 局 職 員

|         |         |  |
|---------|---------|--|
| 事 務 局 長 | 議 事 係 長 |  |
| 高 橋 政 一 | 佐 藤 浩 之 |  |

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

| 職 名       | 氏 名     | 職 名                | 氏 名     |
|-----------|---------|--------------------|---------|
| 町 長       | 若 狹 靖   | 教 育 長              | 酒 井 裕 之 |
| 副 町 長     | 石 塚 徹   | 教委管理課長             | 田 崎 清 克 |
| 総合政策課長    | 三 浦 克 宏 | 教委指導室長             | 廣 瀬 巧   |
| 危機対策室長    | 四 戸 岸 毅 | 教 委 生 涯<br>学 習 課 長 | 早 川 知 記 |
| 税 務 課 長   | 鈴 木 康 史 |                    |         |
| 町 民 課 長   | 堀 部 誠   | 教委スポーツ<br>課 長      | 高 橋 俊 彦 |
| 保健福祉課長    | 亀 井 泰   |                    |         |
| 環境林務課長    | 真 里 谷 隆 | 監 査 委 員            | 黒 田 庄 司 |
| 水産農政課長    | 川 越 一 寿 | 監査事務局長             | 澤 田 達 利 |
| 観光商工課長    | 諸 井 公   | 農委事務局長             | 江 上 圭   |
| 建 設 課 長   | 渡 部 貴 志 |                    |         |
| 病院事務長     | 星 川 雅 美 |                    |         |
| 水 道 課 長   | 高 瀬 順 一 |                    |         |
| 会 計 管 理 者 | 塚 田 敦 子 |                    |         |

1. 会議録署名議員

|     |         |  |  |
|-----|---------|--|--|
| 6 番 | 佐 藤 淳 一 |  |  |
| 7 番 | 杉 田 尚 美 |  |  |

1. 会 期

6月15日から 6月17日までの3日間（休会日なし）

厚 岸 町 議 会 第 3 回 定 例 会 議 事 日 程

( 4 . 6 . 1 5 )

| 日 程  | 議 案 番 号     | 件 名                            |
|------|-------------|--------------------------------|
| 第 1  |             | 会議録署名議員の指名                     |
| 第 2  |             | 議会運営委員会報告                      |
| 第 3  |             | 会期の決定                          |
| 第 4  |             | 諸般報告                           |
| 第 5  |             | 例月出納検査報告                       |
| 第 6  |             | 行政報告                           |
| 第 7  | 報 告 第 6 号   | 繰越明許費繰越計算書の報告について              |
| 第 8  | 報 告 第 7 号   | 事故繰越し繰越計算書の報告について              |
| 第 9  | 報 告 第 8 号   | 社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会経営状況説明書の提出について |
| 第 10 | 報 告 第 9 号   | 株式会社味覚ターミナル経営状況説明書の提出について      |
| 第 11 | 議 案 第 3 5 号 | 令和4年度厚岸町一般会計補正予算               |
|      | 議 案 第 3 6 号 | 令和4年度厚岸町病院事業会計補正予算             |
| 第 12 |             | 一般質問                           |

## 厚岸町議会 第2回定例会

令和4年6月15日  
午前10時00分開会

●議長（堀議員） ただいまから、令和4年厚岸町議会第2回定例会を開会いたします。

●議長（堀議員） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

●議長（堀議員） 日程に先立ち、表彰の伝達を行います。

昨日、開催されました北海道町村議会議長会定期総会において、石澤議員、大野議員並びに私が町村議会議員として在籍15年以上の自治功労者表彰を受賞されましたので、厚岸町議会会議運用内規93の規定により、表彰の伝達を行います。

石澤議員、大野議員は演台前までお進みください。

表彰状。

厚岸町議会、石澤由紀子殿。

あなたは議会議員として15年以上にわたり、地方自治の振興・発展に寄与、貢献され、その功績は誠に顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

令和4年6月14日。

北海道町村議会議長会、会長、渡部孝樹。

表彰状。

厚岸町議会、大野利春殿。

あなたは議会議員として15年以上にわたり、地方自治の振興・発展に寄与、貢献され、その功績は誠に顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

令和4年6月14日。

北海道町村議会議長会、会長、渡部孝樹。

●副議長（竹田議員） 表彰状。

厚岸町議会、堀守殿。

あなたは議会議員として15年以上にわたり、地方自治の振興・発展に寄与、貢献され、その功績は誠に顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

令和4年6月14日。

北海道町村議会議長会、会長、渡部孝樹。

●議長（堀議員） 以上で、表彰の伝達を終わります。

●議長（堀議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、6番、佐藤議員、7番、杉田議員を指名いたします。

- 議長（堀議員） 日程第２、議会運営委員会報告を行います。

委員長の報告を求めます。

６番、佐藤委員長。

- 佐藤委員長 議会運営委員会報告を申し上げます。

６月１３日午前１０時から第７回議会運営委員会を開催し、令和４年厚岸町議会第２回定例会の議事運営について協議をいたしましたので、その内容についてご報告申し上げます。

議会側からの報告として、諸般報告、例月出納検査報告があります。

町長側からの報告として、行政報告がございます。

議会提出予定の案件については、会期の決定、議員の派遣であります。

委員会関係の案件については、総務産業常任委員会所管事務調査報告書、２常任委員会及び議会運営委員会からの閉会中の継続調査申出書であります。

意見書案については、意見書案第１号「森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書」が提出されております。いずれも本会議で審議することに決定をいたしました。

次に、町長提出の議案等についてであります。

報告第６号から報告第９号まで、繰越明許費繰越計算書の報告について他３件、議案第３７号から議案第５２号までの一般議案１６件と、議案第５３号、議案第５４号の条例改正案２件は、いずれも本会議で審議することに決定いたしました。議案第３５号、議案第３６号は令和４年度厚岸町一般会計補正予算ほか１件で、審議方法は、議長を除く１２名をもって構成する令和４年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審議することに決定いたしました。

本定例会の一般質問通告者は、６名であります。

本定例会の会期は、６月１５日から１７日までの３日間に決定をいたしました。

以上、議会運営委員会報告といたします。

- 議長（堀議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

- 議長（堀議員） 日程第３、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告のとおり、本日から１７日までの３日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日６月１５日から１７日までの３日間とすることに決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の予定表のとおりであります。

す。

●議長（堀議員） 日程第4、諸般報告を行います。

まず、本定例会に提出され、受理された議案等は、別紙付議事件書のとおりであります。

次に、令和4年3月7日開会の第1回定例会から本日までの議会の動向は、おおむね別紙報告書のとおりであります。

また、今般、釧路東部消防組合議会及び釧路公立大学事務組合議会の報告書が提出されております。関係資料は、別途、議員控室に備えておりますので、閲覧の上、参考に供してください。

以上、諸般報告といたします。

●議長（堀議員） 日程第5、例月出納検査報告を行います。

今般、監査委員より、別紙のとおり例月出納検査報告がなされております。ご参考に供していただきたいと思います。

以上で、例月出納検査報告を終わります。

●議長（堀議員） 日程第6、行政報告を行います。

町長から行政報告を求められておりますので、これを許したいと思います。

町長。

●町長（若狭町長） おはようございます。

行政報告する前に、一言、ご挨拶を申し上げたいと思います。

去る5月13日の臨時議会開会に当たりまして、私の体調不良のために、緊急の検査入院のために、欠席せざるを得ないことになりました。職務代理者であります石塚副町長の下、議員皆様のご理解をいただき、議事等において円滑に進み、終了しましたとの報告を受けたところであります。議員皆様のご協力に心から厚くお礼を申し上げる次第でございます。ありがとうございました。

それでは、令和4年厚岸町議会第2回定例会の開会に当たり、厚岸町内の国有林において、多数のエゾシカの残滓が不法投棄されていたことについて、行政報告をいたします。

5月16日、厚岸町内の国有林において、国有林の調査を行う作業員により、既に白骨化した物を含む、多数のエゾシカの残滓が確認されました。

本事案は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条に規定する「鳥獣の放置等の禁止」違反のみならず、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条に規定する廃棄物の「投棄禁止」違反に該当する事案であると考えられます。

このような行為は、地権者や地域住民の狩猟に対する理解を著しく損なうものであり、狩猟文化の継承や鳥獣被害対策の円滑な実施に悪影響を与えると懸念しております。

また、町内の山林には広くヒグマが生息しており、残滓の不法投棄はヒグマを誘引

し、予期せぬ人身被害や農業被害につながるものが危惧されます。

このため、林野庁では、6月10日に不法投棄現場付近に監視カメラを設置し、継続的な監視や周辺地域の狩猟入林禁止措置を行うとともに、6月中にはエゾシカ残滓の回収ができるよう準備を進めているとのこととあります。

町では、このたびのエゾシカ残滓の不法投棄について、6月9日付けで「北海道釧路総合振興局長」及び「林野庁北海道森林管理局根釧西部森林管理署長」から「釧路管内各市町村長」へ通知された「エゾシカの狩猟等における残滓等の不適正処理事案発生防止について」の文書を受け、同日付で、有害駆除の実施主体である「厚岸町野生鳥獣被害対策協議会会長」から「有害駆除従事者」に対し、法令遵守の徹底や残滓の適正処理について、文書で通知するとともに、「有害駆除従事者」を対象とした説明会を早急に開催する予定とあります。

今後においては、国有林を管轄している林野庁をはじめ、関係機関である北海道及び厚岸警察署と情報共有を行いながら、対応を図ってまいります。

以上、「厚岸町内の国有林におけるエゾシカ残滓の不法投棄についての行政報告」とさせていただきます。

●議長（堀議員） これより、行政報告に対する質疑を行います。

なお、報告に対する質疑は、厚岸町議会会議運用内規22にありますとおり、内容の疑義を質す程度にとどめていただきます。

質疑、ございますか。

3番、室崎議員。

●室崎議員 ただいま町長が非常に重要な問題だということをおっしゃっていただいて、そういうことでありますので、今回、特に行政報告の疑義を質す程度という枠をちょっと超える部分についても質問をお許しいただきたいのですが、議長いかがでしょう。

●議長（堀議員） あまり超え過ぎない程度であれば。

●室崎議員 簡単にやりますから。

町長おっしゃったとおりだと思うのです。まず、第一に廃掃法、それから狩猟鳥獣保護法ですか、狩猟に関する法律、それに違反していますよね。これ、新聞記事なんかで見ると、長期にわたって同じ場所がごみ捨て場にされていたような記載もありました。非常に悪質な不法投棄だと、そのように思います。その点については、私の認識と町長の認識は同じだと思うのですが、いかがでしょうか。

●町長（若狭町長） お答えさせていただきます。

先般、管理事務所署長とも詳しく状況等についても承ったところでございます。今、質問者の言うとおりです。悪質です。ですから、行政報告においても悪という言葉を使わせていただいたところであります。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 従来、厚岸町は悪質な不法投棄に対して、断固たる処置を取るという態度は宣明していますよね。その意味において、今回のこの処置については、これは当然告訴に値する、告発に値するものではないかと思うのです。町としては、そういう処置もするべきではないかと思うのですが、その点はいかがでしょう。

●町長（若狭町長） その件は、私も思うわけではありますが、先般、ちょっと詳しく相談したこともありますので、担当課長からその件についての答弁をさせます。よろしく。

●議長（堀議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） 今、町長から答弁あった内容でございます。厚岸警察署のほうに確認をいたしました。告訴と告発ということで、告訴というのは、今回の場合、シカ残滓の不法投棄が国有林内にあることから、監視用カメラ購入をはじめ、シカの残滓の撤去費用の負担など、被害を受けたのが直接的に国であるということで林野庁に当たると。

さらに、告発については、事件に関係ない人でも誰でもできることになっており、今回、北海道、厚岸町についても、道内又は町内の悪質な不法投棄であるということから、本案件は従来の事案と比べてもはるかに大規模であるという認識でございます。

現在、警察が捜査中でございます。直接的に被害を受けた林野庁が告訴するのか、まだ今のところ検討中ということでございます。これらも含めて協議しながら見極めていきたいと考えているところでございます。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 厚岸町に被害がないから損害賠償だとかそういうことはできないというのは分かります。ただ、厚岸町内で不法投棄があった場合、他の団体が告発するかどうかは別にして、厚岸町としては、きちんとした告発をするのだということを行うべきであると、そのように思うのです。ほかがやるからとか、やらないからとか、前に別の事案で議会で、やはりこういう告訴、告発の問題が出たときには、警察に相談したら公判維持ができないからやめたのだという話もありましたけれども、そういうものではないですよ、本件は。ですから、やはり非常に悪質な不法投棄であるので、厚岸町は厚岸町として断固たる処置を取るということを宣明するということは、今後に対して非常に大きな意味を持つのではないかと思うのですが、いかがでしょう。

●議長（堀議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） 議員の言われるとおりだと思います。今後、協議しながら、今後の方向性を決めていきたいと考えているところでご理解いただきたいと思います。

す。

- 議長（堀議員） 他に、質疑ございますか。

（な し）

- 議長（堀議員） なければ、以上で、行政報告を終わります。

- 議長（堀議員） 日程第7、報告第6号「繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長。

- 総合政策課長（三浦課長） ただいま上程いただきました、報告第6号「繰越明許費繰越計算書の報告について」、その内容をご説明申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

この内容につきましては、令和3年度厚岸町一般会計補正予算9回目及び10回目と、令和3年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算3回目で、繰越明許費として、令和4年度への繰越執行の議決をいただいております。

今般、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和3年度厚岸町繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり、報告させていただくものであります。

2ページをご覧ください。

令和3年度厚岸町繰越明許費繰越計算書一般会計であります。

表に記載のとおり、5款8項にわたり、全11事業について、合計で6,481万9,000円について、令和4年度への繰越しであります。

財源内訳につきましては、未収入特定財源として、国及び道支出金として、2,896万6,000円、地方債として、1,830万円で、それぞれ国の繰越し承認を得ており、令和3年度での繰越事業の執行に応じて、収入予定の財源であります。

一般財源は、1,755万3,000円であります。

3ページをご覧ください。

令和3年度厚岸町繰越明許費繰越計算書下水道事業特別会計であります。

表に記載のとおり、公共下水道事業（補助繰越）について、2億560万円について、令和4年度への繰越しであります。

財源内訳につきましては、未収入特定財源として、国及び道支出金として、1億1,060万円、地方債として、9,490万円で、それぞれ国の繰越し承認を得ており、令和3年度での繰越事業の執行に応じて、収入予定の財源であります。

一般財源は、10万円であります。

以上、報告第6号の内容説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

（な し）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

●議長（堀議員） 日程第8、報告第7号「事故繰越し繰越計算書の報告について」を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） ただいま上程いただきました、報告第7号「事故繰越し繰越計算書の報告について」、その内容をご説明申し上げます。

議案書4ページをお開きください。

この内容につきましては、令和3年度厚岸町一般会計補正予算のうち、支出負担行為をし、避けがたい理由により年度内に支出が終わらないことから、地方自治法施行令第150条第3項で準用する同令第146条第2項の規定により、令和3年度厚岸町事故繰越し繰越計算書を別紙のとおり、報告させていただくものであります。

5ページをご覧ください。

令和3年度厚岸町事故繰越し繰越計算書一般会計であります。

本表のとおり、消防自動車整備事業について、新型コロナウイルス感染症の影響による、半導体不足の影響や受注側の営業日数の縮小等により、令和3年度中の納入ができないこととなったため、593万2,000円を令和4年度へ繰り越すものであります。

その財源内訳につきましては、既収入特定財源として、5万5,000円、一般財源は、587万7,000円であります。

また、この財源については、特定防衛施設周辺整備調整交付金550万円を充当しておりましたが、年度内の事業完了が見込めないことから、一般財源に振替えたものであります。

以上、報告第7号の内容説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

5番、南谷議員。

- 南谷議員 事業名が消防自動車整備事業でございますが、厚岸消防署でこれから利用する指令車、町が購入し、消防署のほうに貸与する、こういう案件だと思います。令和3年度、583万1,000円を防衛交付金充当で購入予定が、半導体の不足などで、ただいまの説明がありました。納入が伸びてしまった。そういうことで、この財源措置を処理をするということだと思いますが、何点かお尋ねをさせていただきます。

まず、この表からいきますと、支出負担行為予定額10万1,000円の記載がございます。この内訳。それから、次に既収入特定財源5万5,000円、これ、翌年度、今年度、この5万5,000円の内訳が加算になっているのですよね。この内容について、まず説明をしてください。

それから、なぜ防衛予算550万円が一財に振り替わるのか、この内容について、防衛予算を使って交付されたのですけれども、防衛予算が一財に変わりますよという説明がありました。この関係では、なぜ防衛予算を一財に変えなければならないのか、この理由。

さらには、防衛予算550万円は令和4年度、令和3年度で繰り越していますから、これはどのようになるのでしょうか。令和4年度の処理について、令和4年度の権利処理、一旦繰り越されて一財から財源を補填しますよと。これらについて、もう少しきちんと整理をして説明をしてください。

- 議長（堀議員） 総合政策課長。

- 総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

まず、支出負担行為の予定額10万1,000円であります。こちらのほうであります、まず、地方自治法においては、独立の会計年度、独立の原則というのがありまして、4月1日から始まって3月31日までに終わらなければならないということで、今回、それが終わらないということで繰越しをさせていただきました。この10万1,000円というのは、この消防自動車のために使います役務費、これは登録手数料とか自賠責保険料、それと自動車重量税、こちらのほうが支出負担行為予定ということで、この10万1,000円という数字を繰越しさせていただくという内容でございます。

それと、既収入特定財源の5万5,000円でございます。こちらのほうは更新前の車両です。こちらのほうを売払い代いたしました。これが5万5,000円の収入ということでございます。事業を繰り越すということになりますと、やはり財源があって事業は繰り越さなければならないということで、こちらのほうは本来であれば年度内であるのであれば、この消防自動車にこの5万5,000円を充当するということになっております。ただ、この5万5,000円は今回繰越しになりますので、5万5,000円は令和3年度の収入として、収入はさせていただいております。この既収入特定財源というのは、本来であれば特定財源を消防自動車に充当しなければなりません、今回、令和3年度から令和4年度に繰り越すということで、こちらのほう、一般財源として、この令和4年度に繰り越して、この事業のほうに一般財源であります。が充当している形ということで取らせていただくということでございます。

それと、特定防衛施設周辺整備事業の交付金の内訳でございます。この消防自動車につきましては、防衛の調整交付金550万円を予定しておりました。先ほどの提案説明でも、一般財源に振り替えさせていただいたということで、今回この5万5,000円が浮く形になっております。そういった中では、令和3年度の防衛の交付金の合計額というのは3億2,260万円、その中で、この550万円、そうなりますと、どこかの事業に充当しなければなりません。そういった中では、この防衛事業の、今回の令和3年度でやっております防衛事業の中に充当させていただくという形を取らせていただきました。

防衛事業のこの充当の部分では、やはり歳出より歳入が上回ってはいけませんので、私どもも大体8割から9割程度の交付金の充当をさせていただいております。そういった中では、この550万円を活用する部分といたしましては、救急自動車整備事業、こちらのほうも事業費が、事業費確定したのが4,100万円ほどでありました。これに交付金は3,830万円を充当して、一般財源が328万円、これが出ておりました。こちらのほうに、まずこの550万円のうち300万円、こちらのほうを充当いたしまして、この救急自動車の一般財源を追い出した形、これが先ほど一般財源のほうが本来であれば328万円が300万円充当したあれて、28万円一般財源となったということでございます。

それともう一つが建設機械整備事業、こちらのほうが当初5,580万円の事業費が交付金を5,300万円充当しておりました。これに一般財源が出たのが288万円、これに対して建設機械のほうにこの交付金の250万円充当させていただきました。

合計で5,550万円、これで一般財源のほうが288万円から38万円になったということで、先ほどの救急自動車の300万円、それと建設機械の250万円、これを合わせまして550万円を消防自動車の交付金から、この2事業のほうに充当させていただいたということの内容でございます。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 1点だけ答弁漏れありました。なぜ、防衛から一般財源に振り替えざるを得ないのかと、この辺について後から2回目で答弁してください。

事故繰越し繰越計算書の報告でございます。やむを得ない事情というのですか。避けたい事情があって、この報告ということだろうと思うのですけれども、相手のことがあるから納入できなかった、3月31日までに消防自動車が納入されなかった、それでやむを得ない事情でこういう事情になったということは理解できるのです。ただ、少なくとも繰越明許、先にやりましたよ。いろいろありました。3月のときに、普通であればやる。それが今回、見通しが立たなくて、やむを得ず6月にずれこんだと思うのですけれども、今回納入できたからよかったのですけれども、やむを得ない事情、突発的な事情という部分については、私はいかがかなと思うのです。もう少し、議員のほうにも、こういうやむを得ない事情があった、金額が500万円だったからかもしれないのですけれども、全く、今回議案を配布していただくまで、報告で計上されているのです。確かに説明義務はないかもしれないのですけれども、当初予算に計上されている、その予算が執行に当たって、3月31日で充当できなかった、やむを得ず、今回6月の補正計上されていると、こういうことだと思うのです。これらについては、できれば今後、やは

り議会のほうにも、少なくとも予算の適正な執行という意味では、何らかの説明があつてしかなるべきだと私は思うのですが、この辺についてはいかがでしょうか。

●議長（堀議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） 答弁漏れありまして、大変申し訳ございません。

まず、この理由でございますが、こちらのほうの特定防衛施設調整交付金であります。これも同じように防衛局から来る、この交付金も年度内の、これも原則がありまして、4月1日から3月31日と。これはこのようになっておりますので、これを年度を超えて交付するというのが防衛局ではできません。そういった中では、この交付金を有効に活用するということになりますと、先ほどのような充当事業、こちらのほうの一般財源に追い出す形で充当させていただいたということの内容でございます。

●議長（堀議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 私のほうからは、議員おっしゃられる議会の報告へという部分についてお答えをさせていただきたいと思います。

現在、議員協議会等への報告については、明確なルール等を設けているわけではございませんが、こういった突発的に発生したような今回の事故繰越しという部分につきましては、今後、議員協議会なりに報告をさせていただいて、議員の皆様に変更して速やかに報告をさせていただきたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

大変申し訳ございません。

●議長（堀議員） 他に、質疑ございますか。

（な し）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

●議長（堀議員） 日程第9、報告第8号「社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会経営状況説明書の提出について」を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

- 保健福祉課長（亀井課長） ただいま上程いただきました、報告第8号「社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会経営状況説明書の提出について」、その内容を説明申し上げます。

なお、この経営状況説明書は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、本議会に報告するものでございます。

経営状況説明書は、別冊で用意させていただいておりますので、ご覧願います。

それでは、経営状況説明書の1ページをお開き願います。

令和3年度事業報告書でございます。

2ページには目次、3ページには事業報告の総括説明がございます。

内容について、その要点をご説明申し上げます。

総括説明では、国においては、前年度に引き続き、地域とのつながりや関係性づくりを行う支援が進められ、厚岸町社会福祉協議会は、新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮される方々への支援として、緊急小口資金等の特例貸付により支援の一助を担い、外出自粛という中であってでも、人とのつながりを途切れさせない活動に取り組み、住民を支える福祉サービスでは、感染予防対策を徹底した在宅サービスと施設運営に努めたことが記載されております。

次に、重点推進項目の一つ目「包括的な相談支援体制の確立」では、断らない相談支援と、支え合う関係性の育成を行う包括的な相談支援体制の確立を目指したことが記載されております。

次に、二つ目「地域とつながりづくりの推進」では、地域住民による地域福祉活動の休止や外出自粛を余儀なくされましたが、新たな企画が生まれ、新しい社会とのつながりづくりの可能性を発見できたことが記載されております。

次に、4ページの三つ目「住民を主体とした生活支援サービスの促進」では、お互いさま精神で支援活動を行う登録制有償サービスおたすけ隊を立ち上げ、試行的な運用を図ったことが記載されております。

次に、四つ目の「生活を支えるための介護保険サービスの充実」では、前年度に引き続き、新型コロナウイルス対策が最重要課題となり、利用者や入居者、職員への行動制限が強いられる形となりましたが、感染者を出すことなく、職員一丸となって乗り切ることができたことが記載されております。

次に、五つ目の「地域福祉実践計画の策定」では、包括的な支援体制の構築に視点をおいた第7期地域福祉実践計画を策定することができたことが記載されております。

次の5ページから29ページまでにつきましては、令和3年度の各事業報告であり、事業名、実施日、主な内容などが記載されております。

初めに、5ページでございます。法人在宅事業のうち、法人本部事業であります。

法人運営事業として、理事会・評議員会等の開催が7ページにわたって記載され、次に部会・委員会の開催、内部委員会の開催が8ページにわたって記載され、次に道社協及び釧路地区社協関係会議への参加・役職員研修の実施が9ページにわたって記載され、次に、会員と会費の状況が記載されております。

1世帯500円の一般会員の会費額が、132万3,000円となり、前年と比較して6万4,000

円の減となっております。

次に、福祉団体等への助成、広報活動の実施内容が記載されております。

次に、10ページに地域福祉推進事業として、生活支援サービスの立ち上げ・運用、ボランティア・介護ポイント制度の立ち上げ・運用、まちカフェの立ち上げ支援、厚岸町地域支えあいネットワーク会議の開催、緊急情報キット「かけはし」配布事業、たすけあいチーム助成事業の実施が11ページにわたって記載されております。

次に、ふれあい会食会の実施、ふらっとニコニコ広場2021の実施、住民主体のサロン活動への支援、地域福祉懇談会の企画実施、地域福祉研修会の企画実施、厚岸町障がい者（児）ふれあいフェスティバル「こう福祉21」への支援・参加協力については、事業内容の一部変更や中止したことが記載されております。

次に、12ページにボランティアセンター運営事業として、ボランティアセンター運営委員会の開催、ボランティアバンクの体制整備、ファミリーサポート事業、ハートコール事業、災害ボランティア推進連絡会の開催の内容が13ページにわたって記載され、次に災害ボランティアへの取組、ボランティア研修会の企画実施、福祉教育の推進、釧路地区ボランティア活動推進会議への出席の内容が記載されております。

次に、14ページに資金貸付事業として、生活福祉資金の貸付状況、低所得者資金の貸付状況が記載されております。

次に、権利擁護事業として、日常生活自立支援事業の推進、法人後見の実施状況が記載されております。

次に、15ページ受託事業であります。

いずれも町からの受託事業で、福祉バス運行管理事業、一般介護予防事業の内容が16ページにわたって記載されております。

次に、福祉相談事業として、地区相談所の相談内容、中央相談所の開設、17ページに法律相談の実施が記載されております。

次に、成年後見制度推進事業として、相談対応業務、普及啓発業務、申立等の支援に関する業務、市民後見人の登録等に関する業務、市民後見人の活動に関する相談及び支援業務が18ページにわたって記載され、次に、成年後見制度等に関する関係機関・団体等との連携及び調整業務、実施機関運営協議会の開催、受任調整会議の開催が記載されております。

次に、生活支援体制整備事業として、生活支援等サービスの把握、まちサロンの開催、ボランティア活動研修会の開催が記載され、19ページにニーズの把握、公的機関や民間活動団体とのネットワーク構築、その他の内容が記載されております。

次に、20ページは訪問介護サービス事業であります。

訪問介護事業として、事業内容、利用状況、職員研修の実施内容が記載されております。次に、第一号訪問介護事業の実施状況が記載され、次に、21ページには障害福祉サービス事業、生活管理指導員派遣事業、外出支援サービス事業、福祉有償運送の実施状況が記載されております。

次に、22ページは居宅介護支援事業であります。

事業内容、利用状況、職員研修の実施が記載されております。

次に、23ページからは施設通所介護事業であります。

この施設通所介護事業の部分が、指定管理者制度により管理運営を行っている特別養護老人ホーム心和園及び在宅老人デイサービスセンターの事業内容となっております。

初めに、施設介護サービス事業のうち、特別養護老人ホーム心和園のベッド数が50床の多床室に係る事業内容、利用状況、入退所状況が記載されております。

稼働率については、利用状況の表の右に90.6%と記載されております。

前年の令和2年度の稼働率は、95.1%でありましたので、前年を4.5ポイント下回る状況となっておりますが、高い稼働率を続けている状況であります。

次に、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、いわゆる心和園の18床のユニット型の施設の事業内容が24ページにわたって記載され、次に、利用状況、入退所状況が記載されております。

稼働率については、利用状況の表の右に91.3%と記載されております。

前年度の令和2年度の稼働率は、94.6%でありましたので、前年を3.3ポイント下回っている状況ではありますが、高い稼働率を続けている状況であります。

次に、短期入所生活介護事業、いわゆるショートステイ事業の事業内容、利用状況が25ページにわたって記載されております。25ページの利用状況の表の右に各居室の延べ利用者数の合計が記載されております。

次に、障害福祉サービス事業として、事業内容、利用状況が記載され、次に、生活管理指導短期宿泊事業の実績内容が記載されております。

続いて、26ページは、通所介護サービス事業であります。

こちらは、いわゆるデイサービスセンターに係る事業内容、利用状況が記載されております。

利用者の状況であります。利用状況の表の右下、合計の延べ人数は6,608名の利用実績となっております。

前年度の令和2年度の延べ人数は6,866名でありましたので、前年から3.7%分下回る状況であります。

次に、27ページに訪問入浴介護事業として、事業内容、利用状況が記載され、次に、第一号通所介護事業として、事業内容、利用状況が28ページにわたって記載されております。

次に、生きがい活動支援通所事業、配食サービス事業、身体障害者デイサービス事業、身体障害者訪問入浴サービス事業の実施状況が記載されております。

次に、29ページは、社会福祉センター事業であります。貸館利用状況、施設整備状況が記載されております。

続きまして、31ページからは決算書であります。

厚岸町社会福祉協議会の合計処理につきましては、社会福祉法人会計基準に基づいた会計処理が行われております。

33ページには目次が記載されておりますが、この決算書の構成として、各計算書類に対する法人単位の決算関係、事業区分ごとの決算関係、拠点区分ごとの決算関係となり、次に付属明細書があり、最後に、財産目録となっております。

それでは、決算書の内容について、説明させていただきます。

37ページから44ページまでは、資金収支計算書の内容であります。

まず、37ページは、法人単位の資金収支計算書でございます。

決算額は、B欄となります。法人全体の当期資金収支差額合計が、表の下から3行目に記載されております。登記資金収支差額合計は、マイナス1,813万6,937円となっております。その下の欄、前期繰越に相当する前期未支払資金残高から差し引くことにより、一番下の欄の、当期未支払資金残高は、1億2,293万7,665円となった内容でございます。

38ページは、資金収支内訳表です。厚岸町社会福祉協議会の二つの事業区分の社会福祉事業と公益事業の内訳が記載されております。

39ページは、社会福祉事業区分のうち、法人在宅事業と施設通所介護事業に分けた資金収支内訳表となっています。

この施設通所介護事業に係る拠点区分が、指定管理者制度により管理運営を行っている特別養護老人ホーム心和園及び在宅老人デイサービスセンターの資金収支内訳に関する内容であります。

40ページ、41ページは、法人在宅事業の資金収支計算書で、42ページ、43ページが施設通所介護事業の資金収支計算書であります。

43ページの表の下から3番目に施設通所介護事業の当期資金収支差額合計は、マイナス1,546万3,691円となっております。一番下の欄の、当期未支払資金残高は、7,218万477円となった内容が記載されております。

法人全体と施設通所介護事業の資金収支がマイナスに生じた理由として、令和2年度と令和3年度に施設通所介護事業で生じた余剰資金を流動資産から積立資産による固定資産に移動したことによるものです。

44ページは、公益事業の社会福祉センター事業の資金収支計算書であります。

47ページをお開きください。

47ページは、法人単位事業活動計算書で損益計算書に相当するものです。勘定科目のAの欄、当期活動増減差額は、865万3,779円となっております。

一番下に次期繰越活動増減差額は、4億3,059万4,190円となり、57ページの貸借対照表上の数値と一致しております。

48ページ、49ページは事業活動内訳表、50ページから54ページまでが各拠点区分ごとの事業活動計算書が記載されております。

57ページをお開きください。

57ページは、令和4年3月31日現在の貸借対照表です。

まず、左側資産の部の、当年度末の一番下の欄の資産の部合計8億9,336万7,192円につきましては、右側上の負債の部の合計1億1,559万5,568円に下の純資産の部、合計7億7,777万1,624円を加えた額が、最下段の負債及び純資産の部合計欄8億9,336万7,192円と、貸借同額で一致しております。

資産の部の下から7行目の福祉基金積立資産であります。社会福祉センター事業の整備に活用するため、1,802万3,265円を取り崩し、2,250万3,067円となっております。

福祉基金積立資産の下にその他の積立資産であります。流動資産から今後の社会福祉事業運営に備える積立として、3,432万5,000円が増加し、3,898万5,860円となっております。

次に、58ページから67ページまでが各事業区分・拠点区分別の貸借対照表が記載されております。

次に、69ページから77ページまでが法人全体で作成する付属明細書、次に、79ページから101ページまでが拠点区分で作成する付属明細書です。内容につきましては、記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、105ページ、106ページは、財産目録となっており、内容につきましては、記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

107ページは、社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会の監査報告書でございます。令和4年5月13日に、会計及び業務の監査を受けた報告内容となっております。

次に、109ページからは、令和4年度事業計画書でございます。

110ページに、事業方針及び重点推進項目として5項目が記載されております。

- 1、地域と専門職をつなぐ相談支援体制の確立。
- 2、コロナ禍の新たなつながりづくりの推進。
- 3、既存の枠にとらわれない交流の場の創出。
- 4、住民の福祉意識に働きかける地域福祉活動の推進。
- 5、生活を支えるための介護保険サービスの充実。

111ページから114ページまでは事業実施計画で、三つの拠点区分に分け、さら七つの区分に分けて、具体的な内容が記載されております。

111ページに、一つ目の拠点区分の法人在宅事業があり、その区分として、1、法人本部事業、112ページには、2、受託事業、3、訪問介護サービス事業、113ページに、4、居宅介護支援事業の4事業があり、中段から、二つ目の拠点区分として、施設通所介護事業があり、その区分として、1、施設介護サービス事業、いわゆる特別養護老人ホーム心和園の事業、2、通所介護サービス事業、いわゆるデイサービスセンターの事業になります。

この2事業については、町からの指定管理の事業であります。

114ページ中段に三つ目の拠点区分、社会福祉センター事業があり、社会福祉センター運営事業になります。

115ページからは、令和4年度の資金収支予算書で、事業実施計画と同様、三つの拠点区分と、七つの区分となっております。

116ページは、令和4年度の法人全体の資金収支予算書で、全ての事業の合計が記載されております。資金の収支を集計し、前年度と比較したものでございます。

117ページは、社会福祉事業の資金収支予算、118ページは、公益事業の資金収支予算、119ページから123ページまでは、拠点区分ごとの収支予算となっております。

124ページから134ページまでは、七つのサービス区分ごとの収支予算内訳となっております。

その他、内容の説明につきましては、省略させていただきます。

最後に、最終ページの135ページをご覧ください。

社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会役員名簿でございます。

任期は、表の下に記載がありますが、令和3年5月28日から選任後2年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとなっております。

す。

以上、大変簡単な説明でございますが、報告8号につきまして、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

3番、室崎議員。

●室崎議員 社協の活動に関しましては、このコロナ禍で大変な中に、一生懸命やっただいて、成果を上げていただいている。助かっている方も多いと思います。その点は高く評価いたします。

その上で1点、前にも指摘したのですが、記載方法が全く同じなので変わっていないのかなと思うのですが、ちょっとお聞きします。

9ページの会員と会費の状況という枠がありますね。そのところの一般会員、1世帯500円、会員数2,646件何々となっているのですが、この性質及び徴収方法、それについて詳しく説明してください。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

徴収方法につきましては、各社会福祉協議会から各自治会宛に寄附のお願いという形で、失礼しました、会費の納入のお願いという形で文書を発生させていただき、全てを自治会に社協が回っている状況ではないと伺っておりますけれども、請求書を出させていただいて、各自治会のできる範囲の中で納入いただいているという内容でございます。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 今、問題点がどこか、答弁者よく分かっていると見えて、会費と寄附を言い間違えましたよね。まさにそこだと思うのです。これ、私どもの自治会でも会計担当者から扱いに困っていると毎回言われます。社協から来る案内文書は、会費となっているのです。請求書となっているのです。そして、1件500円掛ける幾ら幾らと。ただし、例えば私のところが、そんなにいないけれども、計算の分かりやすく言うと、100人となっていれば、500円掛ける100では計算していないのです。大体8掛けくらいにしてあるのです。最初から会費を納めない人がいることを前提にしているのかなとも思うのです。

それで、自治会としては非常に苦慮するのは、会費であるならば、これは義務ですから、それについては自治会で自治会の会費として集めた中から払っても問題はないと思うのです。皆さんの了承を得ていれば。ところが、これが今、いみじくも担当者が言い間違えたように寄附であるならば、自治会の会費の中から寄附をすることはできません。これはもう憲法上の問題として、訴訟でも何件か出ておりまして、いわゆる自治会

の役員側が負けています。この事実は議会でも指摘されたことがありますね。

そうすると、要するに請求書で義務経費なのだとあればありがたいのですが、そうなりますと一体その根拠は何なのかと。うちの自治会に限って言いますと、うちの自治会員が一人500円ずつ払わなければならない根拠はどこにあるのかと。これが社協にもお聞きしたことがあるのですが、明解な答弁は全くなかった。この点、町はどのように考えているのか、お聞かせをいただきたい。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

社会福祉協議会の定款中に規定、規則、多々あるわけですが、その中で、今一般会員として1世帯当たり500円という規定につきましては、その規則の中でうたわれておりまして、その金額をお願いしているということでございます。会費という言葉ではございますけれども、協力を願うしかないところがございますので、1世帯当たり500円をめどに会費としての納入をお願いしているところでございます。

根拠につきましては、社会福祉協議会の規約の中に記載されております。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 今のは答弁になっていないですね。社会福祉協議会の定款というのは条例になっているのですか。法的根拠はあるのですか。一私人団体が、自分のところの会員は全町民だと書けば、自動的に全町民は会員になって、会費を支払う義務が生じるのですか。これはないでしょう。その点についての見解を聞いているのです。寄附なら寄附としての集めようもあるでしょうし、ここへの記載の仕方もあるでしょう。今の話を聞いていると、俺たちがお前たちを会員に決めたのだから会費として支払え、それでいいのだと言っているようにも聞こえますよ。そうではないと思う。

それから、寄附をお願いしたいのだというのであるならば、自治会に回す文書が会費を納入してください、請求書という話にはならないでしょう。しかも、1世帯当たり500円掛ける幾ら幾ら、あなたのところはこれだけです、寄附をお願いするのにそんなのありますか。寄附の請求書というのは聞いたことないですね。

そして、表向きのしゃっきーですか、広報紙には、今年はどう書くか知らないけれども、自治会にとりまとめをお願いしていますと書いてあるのですよ。これはまさに、そこをつかれないように、上手にオブラートかけたということでしょうね。

このやり方、私、もう何年も前にも指摘しましたよ。町として放置してあるのですね。この点、きちんとしてください。いかがでしょう。

●議長（堀議員） 室崎議員、3回目ですけれども、よろしいですか。

●室崎議員 答弁によっては、また1回お願いしたくなるかもしれないけれども、3回というのは仕方がないと思っています。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

手法につきましては、会費という表現の元、文書でもってお願いさせていただいてると数年前の議会のときからのご指摘もあって、そのように認識しておりましたが、この一、二年、コロナの状況があったものですから、それで一つ一つの自治会に回らせていただいての会費の徴収のお願いができなかったのではなかろうかと確認しております。

ご指摘があつてから、そのように取り組むというような考えもあつたわけでございますけれども、結果として文書で郵送させていただいて、会費の納入のお願いというところには変わりはないと考えております。

その手法につきましても、また社会福祉協議会とも確認させていただいて、皆さんの理解のいく会費の頂戴の仕方について整理させていただきたいと思います。

●室崎議員 議長、すみません。答弁になっていないのです。この後にもう一度、きちんとした報告をするということの答弁をいただきたいので、その点だけお聞きしたいのですが、よろしいでしょうか。

●議長（堀議員） はい。それでは、特に許したいと思います。

3 番、室崎議員。

●室崎議員 今の話だと非常に曖昧で、そして何も変わっていない。何年たっても変わらない。寄附なら寄附でいいのです。会費なら会費でいいのです。それをきちんと答えられるように整理していただきたい。そして、次の議会できちんとこのようにしましたという報告をしていただきたい。お願いできますか。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

室崎議員は申すまでもなく、ある地区の自治会長であります。その経験から、このような質問が出されるということは、やはり何らかの疑義を持っているのではなかろうか。社協に対する、やはり会費の集め方、十分な理解のない中で行われていると。また、そのように理解をさせていただいたところでございます。指導する立場から、今後、このようなことがないように、社協のほうへ十分にお話をさせていただきたい。そして、次回の議会に報告願いたいということでありますので、そのとおりに図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●議長（堀議員） 4 番、音喜多議員。

●音喜多議員 14ページに報告書にも載っていますが、この新型コロナの関連で、福祉協議会の資金の貸付状況。先だって報道にもありますように、全国的にこれが非常に多い傾向にあると。当町も小口は以前はあったのですが、今回、15件、10件とそれぞれ出ていますが、今年度も9件、11件、それぞれ21件。これはコロナの関係で、かなり増えているのではないのかなと。全国傾向と同様に、当町もこの傾向にあるのではないのかなと思うのですが、その辺はどのように捉えていますか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

昨年度と比較いたしまして、増加傾向でございます。件数といたしましては、昨年度35件でございましたが、今年度は54件という状況となっております。やはり、コロナの影響によりまして、貸付の要望が、申請が増えているということでございます。

●議長（堀議員） 4番、音喜多議員。

●音喜多議員 国もこれ、貸し付けろと言っているのです。将来のことは別にして、コロナでそういう家庭、貧困に陥るのは忍びないと。将来的には、これは国が責任を持つことになるのだろうけれども、国がそう言っているのだから、規制だけはしないで、もし相談があれば心地よくやったほうがいいと申し添えておきます。

そういう対応を、ぜひコロナに関連しての窓口となるここらしいのです。ここ一つしかないらしい。これは、もうラジオでもやっている。そういった意味では、無理なことはするなと、将来的な。そういうことを言っていますし、そういった温かい手を差し伸べるというのか、そういう意味では大いにここは国も認めているようですから、そういう対応をきちんとしていただきたいと思いますがいかがですか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおりの政策でございますけれども、やはり一定のルールというものはございますが、私ども保健福祉課も含めて、社会福祉協議会ともそういう相談には十分に説明をさせていただきながら、必要な方には貸付させていただく、支援させていただくというスタンスには変わりございませんので、今後もそのように対応させていただきたいと考えております。

●議長（堀議員） 他に、質疑ございますか。

1番、竹田議員。

●竹田議員 総体的にはなってしまうのですけれども、事業の内容についてなのですけれども、コロナ禍で2年、3年続いた中で、社会福祉協議会としての経営自体。要は、コ

コロナ禍での消毒液だとか、その他いろいろなコロナ禍での消毒というのですか、安全を期すための経費が相当かかっていると思うのです。これは、厚岸町の経営から指定管理制度へ移ったわけですね。その時点で、一時的に経営苦難がありました。これについては、指定管理の計算方法が違うということで、一時的に厚岸町が増額、指定管理の方法を取りましたよね。それから時が過ぎて、コロナ禍が始まって、厚岸協議会としても運営が決して楽な方向性には向かっていないわけですね。

そういった部分の総体的なことを考えると、この社会福祉協議会の今の現状、経営の現状、経費がかさんでいった部分での経営の状況、それらについては社会福祉協議会としてはどのように経費の関係を処理してきているのか。また、厚岸町としては、それについてどう捉えているのか、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

社会福祉協議会の全体的な収支経営ということでございますけれども、コロナ対策に関する設備につきましては、昨年度一定の国の補助金だとかを活用し、整備してきたところがあります。また、さらに町といたしましても、特別養護老人ホームの感染対策につきましては、間仕切りをするですとか、備品の整備をするですとかという支援もさせていただきました。

今年度の全体的な状況でございますけれども、コロナ禍の中、感染防止対策に努め、業務として努めながらも、まずは心和園につきましては、約2,000万円ほどの黒字になっていると。若干デイサービスセンターにつきましては、主にワクチン接種したことによって副反応が出て、それでお休みしたいですとか、コロナ感染を控えて、少し利用するのを自粛するとかということでの若干の利用の低下というのはございますけれども、衛管理全体といたしましては、黒字というような経営となっております。法人の部分につきましては、例年どおりの横ばい的な経営でございまして、法人全体といたしましては黒字に転じているという状況でございます。

●議長（堀議員） 他に、質疑ございますか。

（な し）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

これをもって、報告済みといたします。

●議長（堀議員） 日程第10、報告第9号 株式会社厚岸味覚ターミナル経営状況説明書の提出についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） ただいま上程いただきました報告第9号「株式会社厚岸味覚ターミナル経営状況説明書」の提出について、その内容をご説明申し上げます。

この経営状況説明書は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、本議会に報告するものであります。

経営状況説明書は別冊でご用意させていただいておりますので、ご覧願います。

それでは、本説明書の内容について、ご説明いたします。

まず、1ページから14ページまでは、第29期の営業報告書及び決算報告書で、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの事業期間に関するものでございます。

2ページをご覧願います。

「総括事項」について、その内容を読み上げます。

依然として収束の兆しが見えない、新型コロナウイルス感染症の影響により、観光関連産業は一昨年来より需要が大きく落ち込み、国内における観光地・関係産業は大変厳しい状況に置かれております。

昨年度も緊急事態宣言や、まん延防止等重点措置の発令により、営業時間を短縮した状況での経営となりましたが、コロナ禍で長引く自粛生活の中でも、新たな観光スタイルであるマイクロツーリズムにより、近郊から観光客を誘客することができました。

また、地域の『食』や厚岸霧多布昆布森国定公園誕生などの魅力的な観光要素も加わり、旅行情報誌北海道じゃらん道の駅ランキング飲食部門では、12年連続の満足度No.1を達成でき、さらには、国土交通省北海道開発局が取りまとめる北海道「道の駅」スタンプラリー2020完走者が選ぶ道の駅ランキングでも、8部門中『ゆっくり休憩できたと感じた』『長時間滞在したい』『いちおしの“おいしいもの”』の3部門で1位を獲得することができました。

入館者は、22万2,536人（前年対比104.7%、9,929人増）となりましたが、旅行会社の募集型企画旅行はコロナ禍の行動制限という最中にあり、その実績は18社、4,647人（前年対比51.9%、4,295人減）となりました。

純売上高は、コロナ禍にありながらも近郊からの観光需要に支えられ、3億6,621万3,000円（前年対比111.8%、3,864万3,000円増）の実績となりました。

以上が「総括事項」であります。

次に「総務事項」についてであります。株主総会及び取締役会の開催状況、3ページにわたり、株式事項、役員、従業員、旅行会社との契約及び取引状況につきましては、記載のとおりであります。

次に、4ページの「月別入館者状況」であります。

月別の入館者数については、記載のとおりであります。年度合計では、一般入館者数が21万7,889人、旅行会社関係の入館者数が4,647人、合わせて22万2,536人の入館者総数となっております。

総括事項でもご説明させていただきましたが、新たな観光スタイルであるマイクロツーリズムにより、近郊からの観光客を誘客できたこともあり、前年度と比較しますと104.7%、9,929人の増加となりました。

次に、5ページからは「決算報告書」であります。

6ページをご覧願います。

まず「貸借対照表」であります。資産の部では、流動資産は9,664万7,307円、固定資産は222万133円、資産の合計では、9,886万7,440円であり、前期との対比で19.8%の減となっております。

負債の部では、流動負債が2,463万5,670円で、前期との対比で14.9%の減となっております。その主な要因は、前期は令和3年4月1日に発売する厚岸町限定のブレンデッドウイスキーの仕入れなどで、買掛金が1,699万4,491円となっており、流動負債が多くなっておりますが、第29期においては、決算期末に多額の仕入れがなかったことによるものであります。

固定資産については、前期同様ありません。

純資産の部では、株主資本の額が7,423万1,770円で、前期との対比では21.3%の減となっております。

利益剰余金は923万1,770円となり、前期との対比で68.5%の減となっております。

次に、7ページは「財産目録」であります。内容は記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

8ページをご覧ください。

「損益計算書」であります。

売上高科目のうちの純売上高は、3億6,621万3,419円で、前期との対比では11.8%の増であり、これに指定管理費等収入と体験観光収入を加えた売上高は4億490万4,023円となり、前期との対比では11.5%の増となっております。

売上原価は2億4,121万3,776円で、新たな観光スタイルであるマイクロツーリズムにより近郊からの観光客を誘客することができ、前期との対比で12.3%の増、売上総利益については、1億8,255万4,358円で、前期との対比で9.6%の増となっております。

一方、経費であります。販売費及び一般管理費は2億934万7,480円で、前期との対比では0.5%の減となっており、次の9ページに、その内訳を示しておりますので、ご参照ください。

この結果、営業損失が2,679万3,122円となっております。

営業外収益については、687万5,895円で、前期においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、やむなく臨時休館した32日間の営業損失分の補助金収入や国からの持続化給付金などの助成金により、営業外収益が4,229万1,339円であったことから、前期との対比で83.7%の減となっております。

雑収入の687万3,640円の主な内訳ですが、国からの雇用調整助成金が180万7,248円、町からのアウトドアガイド育成補助金が63万9,940円、感染症対策補助金が7万5,000円となっております。

営業損失の2,679万3,122円に営業外収益の687万5,895円を加え、営業外費用の398円を差し引き、今期は1,991万7,625円の経常損失となっております。

この結果、法人税などを差し引いた当期の純損失は、2,009万4,551円となっております。

剰余金の処分につきましては、13ページでお示ししております。

当期純損失と前期からの繰越剰余金と合わせ、923万1,770円が次期繰越剰余金となります。また、会社所有の営業にかかわる備品設備の維持・更新や、会社運営の財源確保を図

るため、株主配当をせずに、時期繰越利益として処理されたものであります。

戻りまして、10ページは、「株主資本等変動計算書」であります。

当期純損失の2,009万4,551円の計上により、純資産の部、合計の当期末残高は7,423万1,770円となっています。

11ページは、「個別注記表」であります。内容は記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

12ページは、「監査報告書」であります。

次に、14ページですが、「部門別収支決算書」であります。

一番下の行には、それぞれ部門ごとの計上利益の額が記載されておりますので、前期との対比を口頭で申し上げます。

総務部門が、マイナス数値が94.5%の減、2階のレストラン部門が、1,186.5%の増、2階の魚介市場部門が、68.3%の減、1階の喫茶部門では、マイナス数値が18.6%の増、2階のオイスターバー部門は、11.5%の減、1階の展示販売部門が、31.4%の増となっております。

総務部門における計上利益減少の主な要因は、前期において町からの補助金2,000万円などが含まれていた営業外収入の減少によるものであります。

魚介市場部門、オイスターバー部門においては、雇用調整助成金の減収が計上利益減少の主な要因であります。

レストラン部門、喫茶部門、展示販売部門の計上利益増加の主な要因は、G o T o T ラベル等による売上高の増加によるものであります。

15ページからは、令和4年度「第30期の営業活動計画」についてであります。

16ページをお開きください。

令和4年度営業活動計画であります。

営業の概要について、読み上げます。

依然として新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、国内の観光関連産業は大変厳しい状況にあり、あつけし桜・牡蠣まつりの規模の縮小や町内イベントの中止などにより、町内経済に影響を及ぼすことが予想されます。

そのような状況下であります。『厚岸霧多布昆布森国定公園』のPRや、その自然を活用したアドベンチャーツーリズム、持続可能をテーマとしたSDGsに沿った取組などに重点を置き、安全を最優先とした事業を展開します。

また、コロナ禍において観光のトレンドが変化しており、マイクロツーリズム、ワーケーション、アウトドア等への関心が高まっていることから、観光客のニーズに合わせた観光商品の販売強化に取り組み、引き続き『新北海道スタイル』を遂行し、万全な感染予防対策の下、経営に努めます。

その上で、当期の計画では19項目にわたる「実施事項」を掲げて、取り組む方針を記載しております。

- 1、新型コロナウイルス感染症対策。
- 2、指定管理事業の遂行。
- 3、SDGsに沿った取組。
- 4、厚岸霧多布昆布森国定公園の活用。

- 5、町民利用促進と優待企画の推進。
- 6、厚岸町総合観光案内所の充実。
- 7、H A C C P（ハサップ）に沿った衛生管理体制の強化。
- 8、接客レベルの向上。
- 9、商品開発事業の推進。
- 10、ふるさと納税返礼品の拡充。
- 11、旅行会社への営業活動と情報収集。
- 12、観光誘客宣伝事業。
- 13、アドベンチャーツーリズム事業の強化。
- 14、施設管理と機器の管理。
- 15、物産交流プロジェクト。
- 16、施設周辺設備の管理。
- 17、道の駅B C P（事業継続計画）の策定と危機管理の強化。
- 18、研修及び観光地視察の実施。

最後に、19、働き方改革の実施という内容になっております。

詳細については、それぞれ記載のとおりでありますので、説明を割愛させていただきます。

次に、21ページは、令和4年度部門別収支計画書であります。

当期においても新型コロナウイルス感染症の感染拡大の収束が見えず、団体旅行や個人旅行、体験観光、イベント、催事などの不透明な状況が続いているものの、マイクロツーリズムなどにより入館者が増加することを想定し、当期の計画は、令和3年度の実績を踏まえ、各部門別ごとに計画額の積み上げを行い、全体の純売上高で前期実績の18.2%の増となる4億3,300万円を見込んでおります。

売上原価では、2億5,469万6,000円、売上総利益では、2億2,103万9,157円、前期実績との対比では、21.1%の増を見込んでおります。

一方、経費合計では、前期実績の10.0%増となる2億3,025万円を見込んで計上しております。

これにより、営業利益はマイナス921万843円を見込んでおります。

営業外収入では、アウトドアガイド育成補助金や草刈委託料など1,072万円を見込んでおります。

この結果、計上利益は150万9,157円を見込んだ計画となっております。

以上、経営状況説明書の内容説明ですが、このほか、お手元には、補足資料としまして、株式会社厚岸味覚ターミナル開設後の各年度の収支決算状況の推移と、令和3年度、第29期の部門別収支決算を計画額と比較した表をお配りしておりますので、参考としてください。

以上、株式会社厚岸味覚ターミナルの経営状況の説明とさせていただきます。

大変簡単な説明でありますので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

5番、南谷議員。

- 南谷議員 まず、8ページでございます。損益計算書が記載されております。ここだけということではないのですけれども、コンキリエの令和3年度の当初予算は、コロナウイルスの影響を勘案しまして、マイナス3,092万4,765円で計画をしておったと思います。マイナスの予算だったと、ここからスタートしたはずです。結果、この8ページの経常損失、マイナス3,000万円が1,991万7,625円に至ったと。差額、当初予算よりも1,100万7,140円の損失が圧縮になった、こういう結果に至っていると私は理解をさせていただきました。

この要因について、よかったと思うのです、圧縮になったわけですから、当初予算から見て、これだけ頑張ってくれたのだなと、結果なった。この大きな要因というものを説明をしてください。

- 議長（堀議員） 観光商工課長。

- 観光商工課長（諸井課長） お答えさせていただきます。

昨年でございますが、コロナウイルスの状況がどう進むかというか、分からない状況でありました。それで3,500万円の赤ということで見させていただいたのですが、やはり国の施策であるG o T oトラベルですとか、そういうものを使って観光客の方が見えられたのと、あとは、やはりマイクロツーリズムということで、近郊からのお客さんがたくさん見えられたと感じているところでございました。コンキリエの駐車場に停まる車のナンバー等を見ても、やはりこの北海道のナンバーが多いと。大体、夏場ですと半分くらいは道外ナンバーということもあったのですが、釧路ナンバーですとか、帯広、北見といったようなナンバーが多かったようです。

やはり、皆さんコロナ禍で家の中にいるのがうずうずしているということもあって、近場に行きたいということで、この近郊の方に助けられたのかなと思っております。そういうような内容で入り込みは増え、収入も増えたといった状況になっているのかなと思っております。

- 議長（堀議員） 5番、南谷議員。

- 南谷議員 21ページです。ここに令和4年度の部門別収支計画書が記載されております。一番下、右下、計上利益なのですけれども、全ての部門を合わせまして計上利益150万9,157円。昨年から比較すると、ものすごい改善した計画だなと。3,000万円差があるわけでございますから。

それと、いただきました。味覚ターミナル収支決算書推移。これ、ずっと平成5年からの数字なのですけれども、この一番下の欄、純利益剰余金、一番下、右端の下ですが、令和3年度末で923万1,770円となっています。令和2年度は2,900万円だったので、ここの数字が。

その上で、その数字で確認をさせていただくのですが、まず、本当に大丈夫なのかなという気がいたします。3,000万円収支が改善するわけでございますから、そのために

はどのような計画で、概略でいいですから、このようにやるよというものを説明していただきたい。

それから、もう1点気になるのは、今年度の、いただいた資料の中で、令和2年度末で2,900万円繰越利益剰余金があったのです。剰余金が。それが令和3年度末で900万円になりました。ぐっと少なくなったわけです。2,000万円減っています、ここで。そうすると、運営していく上で2,000万円の差があるわけです、これ。運転資金は大丈夫なのか。当然、仕入れして回転しているわけですから、この辺の運営上、どうなのか。これらについて説明をしてください。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） まず、一つ目の今年は150万円黒ということで見ているのは大丈夫かということですが、このコロナの状況ですけれども、皆様外出のほう、解禁ではないのですけれども、だんだんと外に出るようになってきたということもあります。実際に、4月、5月で言いますと、利益としては前年度対比で129%程度だったということで押さえております。このコロナの状況によって、今回復傾向にあるということでもあります。いろいろな札幌での催事ですとか、そういうものも今やるということになっていきますので、そういうものにもどんどん出ていって収益を上げていきたいということでもあります。

あと、2,900万円から900万円ということ、2点目の関係でございすけれども、運転資金といいますか、そういうものが大丈夫かということですが、会社のほうに聞きますと、この金額で900万円あれば大丈夫だということではお聞きしております。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 大丈夫だということだから、期待をして、頑張っていたきたいと思います。目標数字を掲げているわけですから、しっかりこれに向かって頑張っていたきたい。

私が聞いているところでは、今年度、ある程度道内の動き、こうした動きがある程度活発になってくるのではないかと、こういう期待をされています。この後、あとどうなるか分かりません。でも、一生懸命それに向けて対応をしていただきたい。特に、私が聞き及んでいる点では、働いている皆さん、町としてしっかり時短にしないで、保障して、職員の皆さんに頑張っていた。コンキリエで働く皆さん。やはり、これから忙しくなって、向かっていくという上では、働いている皆さんが給料が安かったり、時短になったり、給料の保障がなければ意欲がなくなってしまいます。そういう意味では、コンキリエとして、町として、経営者として、しっかり働いている皆さんを解雇することなくやってこれた。そのことについては働いている皆さん、評価しているようでもあります。そういう意味では、これからきっと来客していただける皆さんにも笑顔で対応していただけたらと思います。そういう意味では、働いている皆さんにも気持ちよく頑張っていたけように、これからはしっかり連携を取って頑張っていたきたいと思

いますが、いかがでしょうか。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私は町長であり、コンキリエの社長でありますので、経営責任者として答弁をさせていただきたいと思います。

今、従業員のお話出ました。本当にコロナ禍の中で、従業員は本当に頑張っています。特にご承知のとおり、不特定多数のお客さんが来るわけでありまして。相手がコロナにもしかしたら雇っている。そのないようにしっかりとその対策を講じておるところであります。そういうコロナ禍の中で不安な気持ちがいっぱいだと思います、従業員は。しかしながら、ニコニコしながらお客に悪い影響を与えないようにしっかりと頑張っている。社長としても従業員に対しては本当に心から感謝をいたしておるところでございます。

そういうことで、雇用対策として今後とも十分に、社員一同、頑張っていきたい、そのように考えておるわけでございます。

それと、前年対比の関係の中で、実は16ページ以後、詳しく書いてありますから、令和4年度の営業活動計画、何とかこのとおり努力しながら頑張っていきたいと考えています。特に団体が大きなウエイトを示すのです。そういう中で、ご承知のとおり、北海道は道民割、また今、国のほうではGo Toトラベル等々、今ちょっとまだ見通しつかないわけでありまして、そういう制度もやりたいと。観光客誘致のために努力をいたしておりますので、これをうまく利用しながら、誘客も図っていかなければならない、そのように考えておりますので、令和4年度はしっかりと、そういう難しい次代ではありますが、社長としても、また役職員、従業員一同、一致結束して頑張っていきたいと、決意も新たにさせていただいているところでございます。

●議長（堀議員） 他に、質疑ございますか。

10番、大野議員。

●大野議員 ただいま、町長の答弁で、従業員一同、一生懸命頑張っていくという決意新たな答弁があったのですけれども、私も20ページに、一番最後に働き方改革の推進とあるのですけれども、果たして従業員が現在足りているのかどうなのか。僕、特に料理をつくるほうの人がすごく忙しいと、身内にもいるのですけれども言っているのも、やはり人材確保等々をどう考えているのか、ちょっとお聞きしたいなと思うのですけれども。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 人材確保のことです。大変、経営者としても苦労いたしております。募集をしても、なかなか集まってこないというのが実態であります。しかしながら、アルバイト等も含めて、それに対応しているわけでありまして、今は大野議員のお

話いたしましたとおり、本当にこれからも人材確保をしながら、しっかりと苦勞を掛けないように、従業員の改革をしながら対応してまいりたいと考えておりますので、一つよろしくご支援のほど、もう誰かコンキリエで働きたいという人がおりましたら、ご協力もいただければと、そのように考えるわけであります。

●議長（堀議員） 他に、質疑ございませんか。

1 番、竹田議員。

●竹田議員 コロナ禍の前だったので、2019年かなと思ったのですが、国土交通省より、全道8箇所の中の、そのうちの 하나가厚岸町。そして、国土交通省より避難場所の予定候補にコンキリエが挙げられたと思うのですが、この予定候補になったという話は聞いていたのですけれども、その後、その進展について、どのような経過になっていくのか。また、厚岸町としてもコンキリエを避難場所にするときに、多々要望等が視察の際にあったわけですが、その辺の要望等の実態の内容、こうしてほしい、ああしてほしいというようなことが持続計画されて今もされてきているのかどうか、その話はなくなってしまったのか、それも含めて、ぜひお話を聞きたいと思います。

この質問を私がするということについては、意味としては、道内8箇所あるうちの1箇所にコンキリエが選ばれたということは名誉でもあり、国からの補助金対象にもなるというようなことも聞いております。活用できるものは活用してほしいと。また、その費用についても、できれば100%の補助を求めたいと思うわけです。

そのような高台にあるコンキリエ、この誘客について、これらの安心・安全な厚岸町においてコンキリエが避難場所になるということであれば、これは別な意味でコマーシャルできるのではないかと。安心・安全にして来てくださいと。国土交通省より認定がありましたということを誘客のための一つのコマーシャルにもなると。そういった意味から、我々のほうにもぜひその内容について、ちょっと報告していただければなと思います。よろしくお願いします。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

防災、道の駅のことかと思います。6月11日に国土交通省から発表されたわけであります。全国128箇所、北海道内4箇所、そのうちコンキリエが指定されたわけであります。これはチャンスであります。やはり、道の駅コンキリエは防災拠点でもございます。今までもいろいろと釧路開発建設部の事業において、防災拠点としてご支援をいただいておりますが、さらにこれからこの指定を契機として、安全な安心な防災拠点としていきたい、そのように考えておるところでございます。

今、とりあえず5点について要望をいたしておるところでございます。1点目は、駐車場の拡張であります。11年前であります、震災があったわけであります。東日本大震災であったわけであります。その節には、コンキリエの駐車場がいっぱいでした。もう他の支援等も入れないくらいの状況であったわけであります。そういうことで、平成

28年に何とか拡張していただきたいということで、山を切り土、傾斜地を切り土してもらったわけでありまして。ところが、地滑りがあるということが分かりまして、途中で中止をしなければならないという状況になったわけでありまして。しかしながら、現在の工法を何とか、これを乗り切ることができるのではなかろうかと、私は。専門家はなかなか難しいと言っていますが。これから知恵を出し合って、あの山も含めた駐車場を拡張していきたいと、そのようにも考えております。

それと、ランデブーポイントの整備です。ランデブー、簡単に言いますとヘリコプターが停まれるようにしたいということでありまして。

それから、これ、実は竹田議員からも一般質問出ています。防災拠点の飲料水について。それに当たるわけでありまして、貯水タンク、今、コンキリエは18トンの貯水がございます。これを何とか20トンの整備をさせていただきたいと。そういたしますと、約2,200人が3日間、これに耐えることができるわけでありまして。そういう考えもあります。

それから、震度7を想定した耐震化の調査もしたいと、そのように考えています。

それから、防災トイレ、これも備蓄品として、さらなる整備をしていきたいと、そのように考えておりますので、先般も竹田議員が立ち会いの中で、公明党の佐藤議員にも要請をさせていただいたとおりであります。さらに各方面に今強く、このような内容をもって要請をさせていただいているところでありますので、ご承知をいただければと思いますので、これからもご協力のほどお願いをいたしてください。よろしくお願いいたします。

●議長（堀議員） 昼食のため、休憩いたします。

再開を午後1時といたします。

午後0時00分休憩

午後1時00分再開

●議長（堀議員） 本会議を再開します。

休憩前に引き続き、報告第9号の質疑から再開します。

質疑、他に、ございませんか。

8番、金子議員。

●金子議員 19ページの13番のアドベンチャーツーリズム事業の強化というところで、コンキリエで夏は多分カヌーとサイクリングをしていると思うのですが、先ほどの説明でも具体的な内容がこのあたりに書いてあるということですが、（1）の安全を最優先とした事業の展開というのが、やはり知床の遊覧船のこともあり、自分もカヌーやってみたいのですが、泳げないとなかなか、何かあったときと考えて、まだ乗っていないのですが、ぜひ町長にこの具体的に強化したところ、安全を最優先した事業の展開の部分、何か具体的なものがありましたら、ご説明いただきたいと思います。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） お答えさせていただきます。

アドベンチャーツーリズムということで、カヌーの関係もあるのですが、北海道知事認定のアウトドアガイド、これがやはりないと、このアウトドア認定ガイドになるには、いろいろな救急ですとか、そういうものも講習を受けた上でいろいろな知識を身につけた上で知事に認定していただくということの制度となっております。本年になってから、本年度ではなくて本年になってから、今までコンキリエのガイドというのは1名体制で行っていたということでありましたが、もう1名プラスしてアウトドアガイドの認定資格の取得に向けて頑張っていると。こういうガイドの育成というのが、知事認定のガイド育成というのが、こういったアドベンチャーツーリズムの強化というか、そういう安全面での体制につながってくるのかなと思っております。

●議長（堀議員） 8番、金子議員。

●金子議員 ご丁寧にありがとうございます。

やはり、その当たり、専門家というか、対策できる方がいるとカヌーも安心して乗れるのかなというところがすごく感じまして、あとサイクリングもやっていると思うのですが、やはり今の時期になると、44号線を自転車でたまに走っている人がいると、こちらの方、道東のほう、特に厚岸を走る方って、自転車が路側帯に走っているという認識がないので、すごい1メートルくらい離してよけていったりするくらい、自転車がいるという認識のないドライバーが多いと思うのです。そんな中で、コンキリエからサイクリングスタートしたときに、国道などを通らないで何か楽しめるところに行けたり、安全性って考えておられると思うのですが、その当たりもちょっと分かる範囲で教えていただけたら幸いです。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） 味覚ターミナルのほうで行っているサイクリングであります。もちろんそのガイドという者もつきながら厚岸町を紹介していくといったルートになっています。具体的には厚岸町から床潭に向かって、そして末広に抜ける、通称床潭末広間道路というところもあります。あそこ、とてもいい眺めでもありますし、そういった交通量の少ないところで今やっているところです。一般的なサイクルツーリズムといって、本当に競技用のような自転車に乗って国道を走っている方もいらっしゃるのですが、コンキリエでやっているのはそういう、本当にまちなかでやっているサイクリングといったような状況であります。

●議長（堀議員） 他に、質疑ございますか。

(な し)

- 議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

これをもって、報告済みといたします。

- 議長（堀議員） 日程第11、議案第35号 令和4年度厚岸町一般会計補正予算、議案第36号 令和4年度厚岸町病院事業会計補正予算、以上2件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長。

- 総合政策課長（三浦課長） ただいま上程いただきました議案第35号 令和4年度厚岸町一般会計補正予算（1回目）について、お配りしております提案理由説明書のとおりでございますので、ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（堀議員） 病院事務長。

- 病院事務長（星川病院事務長） 続きまして、議案第36号 令和4年度厚岸町病院事業会計補正予算（1回目）について、お配りしております提案理由説明書のとおりでございますので、ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（堀議員） 本2件の審議方法について、お諮りいたします。

本2件の審議については、議長を除く12人の委員をもって構成する令和4年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本2件の審議については、議長を除く12人の委員をもって構成する令和4年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査することに決定しました。

本会議を休憩します。

午後1時06分休憩

午後1時11分再開

- 議長（堀議員） 本会議を再開します。

日程第12、これより、一般質問を行います。

質問は、通告順により行います。

なお、厚岸町議会会議規則第61条第5項の規定により、質問時間は答弁を含め60分以内となっております。5分前にはベルを鳴らし合図をいたします。

初めに、5番、南谷議員の一般質問を行います。

5番、南谷議員。

●南谷議員 第2回定例会に当たり、3項目質問いたします。

初めに、経済対策についてです。

コロナ禍、赤潮、流氷により本町の一次産業と関連産業はトリプルパンチを受けております。今こそ赤潮対策や、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を有効活用され、本町の経済対策をすべきと考えます。特に懸念されます三つの事業種と町民への支援が必要と考え、質問をいたします。

一つ目です。大宗漁業の昆布漁業者は、赤潮で昆布の生育が悪いところへ、追い打ちをかけるように流氷の接岸、さらにはウクライナに起因する光熱費等の高騰で、減産、減収は明らかで、何かしらの支援が必要と考えますが、町の考えを伺います。

二つ目です。現在、きのこ菌床事業者は8社です。コロナ禍にあっても高品質なきのこ生産に努めてきましたが、高い物が売れなくなり、出荷数量でカバーしているものの、水道光熱費の値上げと輸送コストのアップで厳しい経営となっており、何らかの支援が必要ではないでしょうか。

三つ目です。水産加工業であります。サケ・マス・サンマの不漁で原魚確保が厳しい上に、諸経費の高騰の中でも従業員の生活を守らなければなりません。令和2年度に上下水道料金の減免を行いました。今年も実施すべきと考えますがいかがでしょうか。

さらには、町民への支援として、がんばろう厚岸応援券3,000円が配付されましたが、足りていません。コロナ禍の影響やウクライナに起因する原油高で町民生活が疲弊しています。非課税世帯のみならず、課税世帯、町民全体を元気づけ、活力を与えるための対応策を講ずるべきと考えますがいかがでしょうか。

2項目目です。海岸保全事業について質問いたします。

筑紫恋前浜の船上げ場斜路の角落とし（斜路と干場の境に設置してある碎石流出止め）があまりにも大きく、手で動かすことができません。危険なので、軽量化の改良要望がなされておりますが、改修の見通しはどのようになっていますか。

末広海岸前浜の離岸堤の補修工事についてです。末広海岸西側の離岸堤開口部の先端ブロックが両側方とも落下。また、東側5基目の離岸堤も崩れ落ちて、船の航行に危険が生じています。自治会からも早期改修要望が提出されておりますが、改修の見通しはどのようになっていますか。この2か所は特に波浪強く、以前も積み直していますが、ブロックをしっかりとつなぐなどの工法を用いなければ、また落下してしまいます。しっかり改修すべきではないでしょうか。

筑紫恋、愛冠側の離岸堤落下ブロックの設置要望ですが、確認しましたところ、積み戻し工事が既に完了しておりますので、答弁はいりません。ご配慮のほど、よろしくお願いいたします。

3項目目です。新型コロナウイルス対応について質問いたします。

4 回目の接種対応についてです。接種対象年齢、接種時期、ワクチンの種類など、どのように実施をされますか。

町内のコロナウイルス感染者数は、1 月 9 日から 5 月 28 日までに 160 人が感染しております。コロナウイルス発生以来、2 年以上が経過していても終息のめどは立っていませんが、各地で行事が復活し、人の動きが活発化してきています。今後の感染予防対応ですが、町は、マスクの着用、飲食店の営業時間、各種イベントの開催について、どのように対応されるのかお尋ねいたします。また、保育所児童や、小中学校の児童生徒のマスク着用時の熱中症対策と今後の対応はどのようなになるのかお尋ねいたしまして、1 回目の質問といたします。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 5 番、南谷議員のご質問にお答えをいたします。

1 点目の経済対策についてのうち、（1）、アの「昆布漁業者への支援について」ですが、昆布の資源については、赤潮や流氷の影響が懸念されておりましたが、厚岸漁業協同組合による資源調査が、5 月 21 日に行われ、岸寄りの浅瀬で流氷による被害が若干見られたものの、着生率は資源量が多かった昨年の解放区と比べ 70% から 85% となり、葉の長さや幅、重量がいずれも過去 27 年間の平均を上回る結果で、繁茂状況は、まずまずとされたところです。

調査後に行われた評価検討会では、漁業者間で赤潮の影響については、意見が二分されたものの、極端な減産にはつながらないとの見通しであることに加え、全ての昆布漁業者が漁獲共済や燃油対策であるセーフティーネットに加入しており、漁獲の減少分や燃油の高騰分が補填の対象となるため、現在のところ支援は考えておりません。

次に、イの「きのこ菌床事業者への支援」についてであります。生産者への聞き取りを行った結果、燃料や運賃、資財等については負担が増加しているものの、一方で、コロナ禍の行動制限等の緩和により飲食店や小売店での取扱いが徐々に復活し、取引価格も回復傾向にあるため、大きな影響には至っていないとのでありますので、現在のところ支援は考えておりません。

次に、ウの「水産加工業への上下水道料金の減免を実施すべきでは」についてであります。上下水道料金の減免については、2 年前、新型コロナウイルス特措法に基づく緊急事態宣言及び休業要請の実施により、厚岸町の経済に深刻な影響を及ぼしている状況を鑑み、事業者の経済的負担の軽減を図るための救済措置として、用途区分が業務用の水道を使用している事業者に対し、令和 2 年 6 月及び 7 月請求分の水道料金及び下水道使用料、計 1,343 件、1,645 万 5,100 円の免除を行ったところであります。

町内の水産加工業にとっては、不漁による原魚確保や燃料高騰による生産コストの上昇により、経営に苦慮されている中ではありますが、まん延防止等重点措置が解除となり、外出自粛や休業自粛要請が解除され、事業活動が再開されたことや、水道事業経営が厳しい状況にあること、また、現時点では本業種を含む、町内の上下水道使用者から、使用料の減免についての相談や要望もないことから、現在のところ減免することは考えておりませんが、今後において、減免が必要な状況となった場合は、速やかに検討

してまいりたいと考えております。

次に、エの「原油高での町民への支援として、対応策を講ずるべきでは」についてありますが、昨今の原油価格・物価高騰により影響を受ける町民生活を支援し、町内消費を促進するため、令和4年6月20日現在、本町の住民基本台帳に記録され、現に居住している全ての住民に対し、一人当たり5,000円分の商品券を発行するため、本定例会に提出している一般会計補正予算に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」を活用し、事業に要する費用4,780万円を計上しており、来月29日からの取扱開始に向けて、準備を進めてまいりたいと考えております。

続いて、2点目の海岸保全事業についてのうち、(1)の「筑紫恋前浜の船上げ場斜路の角落とし改良の見通し」についてであります。対象となる11か所のうち、昨年度は1か所に着手し、事業主体である北海道からは、今後、順次整備を進めていくと伺っておりますが、引き続き早期完成に向けて、要望してまいります。

次に、(2)の「末広海岸前浜の離岸堤の補修工事」についてであります。西側の開口部先端のブロックが崩落、東側についても中央部が崩落し危険な状況であるため、北海道に対し既に要望をし、積み直しや崩落したブロックの撤去を検討していただいているところであります。

ブロックをつなぐ工法は、設計上の制約から認められないとのことですが、過去にも崩落があったことから、代替案として、ブロックの重量を増やすことで検討していただいているところであります。

続いて、3点目の新型コロナウイルス対応についてのうち、(1)の「4回目の接種対応は」についてであります。4回目接種の対象者は、現時点では、3回目接種から5か月以上経過した「60歳以上の方」及び「18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する方や、重症化リスクが高いと医師が認める方」で、当町では、3回目接種を受けた約3,900人が対象となります。

接種時期は、国で9月末までとされており、当町では令和4年7月から9月までとし、これまでと同様、集団接種と個別接種で実施し、使用するワクチンは、使用期限の早い順にファイザー社製及びモデルナ社製を使用していく予定であります。

予約の方法は、60歳以上の方については、日時を指定の上、接種券を郵送、接種を希望しない方や日時の変更を希望する場合は、インターネット又はコールセンターへの連絡により調整することとし、18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する方等については、1回目接種の基礎疾患調査で申請をした方のほか、基礎疾患を有していたが、これまで申請をしていない方、新たに基礎疾患を有した方について、現在、改めて基礎疾患調査を行っており、これを基に対象となる方へ接種券を郵送、インターネット又はコールセンターで接種の予約をすることとしております。

なお、対象者について、今後拡大されることも考えられるため、国の情報に十分留意してまいりたいと考えております。

次に、(2)の「今後の感染予防対応は」についてであります。マスク着用につきましては、夏季の熱中症予防も踏まえて、国からその考え方が示されたところでありますが、感染対策としてのマスク着用の重要性に変わりはないため、これまでと同様、基

本的な感染対策と併せて、適切な着用をお願いしつつ、状況に応じた着用の考え方について、分かりやすく周知してまいります。

飲食店の営業時間短縮や休業については、北海道からの要請がない限り、町独自での要請をすることはありませんが、感染対策への取組については、これまでと同様、引き続き実施してまいります。

イベントの開催については、業種別ガイドラインや地域の感染状況を考慮し、イベントごとの特徴に合わせ、安全に開催できるよう、飲食や会話時等の対応を含め、基本的な感染対策について、周知を徹底してまいります。

保育所児童のマスク着用時の熱中症対策と今後の対応については、気温や湿度が高く熱中症などの健康被害が発生する恐れがある場合は、着用しないなど適切な対応を取ってまいります。

なお、国からは、本年5月20日付けで「保育所等では、個々の発達の状況や体調を踏まえる必要があるため、他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律に求めない」と示されておりますが、感染防止の観点から、2歳以上の児童については、これまでと同様、児童の健康に留意しながら着用を求め、保育してまいります。

小中学校での対応については、教育長から答弁があります。

私からは、以上でございます。

●議長（堀議員） 教育長。

●教育長（酒井教育長） 私からは、3点目の「新型コロナウイルス対応について」のうち、（2）の「小中学校児童生徒のマスク着用時における熱中症対策と、今後の対応は」についてお答えいたします。

本年5月20日、厚生労働省から「マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて」が公表されました。これを受け、文部科学省から、夏季を迎えるに当たり、学校生活における児童生徒等のマスクの着用に関する留意点が示されたところであります。

基本的な感染症対策の重要性は変わるものではなく、引き続き、地域の実情に応じた感染対策を徹底していく必要があるとされております。

それらの中で、学校教育活動においては、身体的距離が十分に取れないときはマスクを着用するべきとしつつ、マスクの着用が必要ない場面として、「十分な身体的距離が確保できる場合」、「熱中症などの健康被害が発生する恐れがある場合」、「体育の授業」の3点が示されております。

これから、気温や湿度が高くなる中、児童生徒がマスクを着用することで、熱中症のリスクが高まる恐れもあることから、常に注意を払い、適切なマスク着用の指導を行ってまいります。

次に、今後の対応についてであります。これまでも文部科学省が作成した、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に基づき、感染症対策を進めておりますが、地域の実情に応じた対応も必要と考えております。

地域の感染状況を踏まえ、学習内容や活動内容を工夫しながら、可能な限り、授業や部活動、各種行事等の教育活動を継続し、子どもの健やかな学びを保障できるよう、対

応してまいります。

●議長（堀議員） 5 番、南谷議員。

●南谷議員 昨年の昆布着業者数は267件であります。ただいま、答弁で昆布の着生率について触れておられました。昨年の70%から85%の資源量と答弁がありました。昨年より30%から15%資源量が減っているわけですから、当然、これだけ資源量が減ると昆布の幅、実入り、これは密植が避けられるわけですから、生育はよくなりますよ。私は明らかな減産だと思います。確かに見た目には生育状況はよく見えるかもしれない、一本当たりの。総体量は下がっているわけですから、減収になると感じます。

釧路町は、早々と一漁家5万円の助成を決めております。答弁にもありました。昆布専業漁家にとっては漁獲共済や燃油対策セーフティーネットに加入していても、減産分を十分補填はできないと思います。特に、昆布専業漁家にとって死活問題であります。今後の生産の実態をしっかり調査をされまして、再検討すべきと考えますがいかがでしょうか。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） お答えさせていただきます。

昆布の資源につきましては、昨年、赤潮の影響があったのではないかと。それと、流氷の影響、大変心配された中では、まずは資源が、激しい影響がなくよかったというのがまず1点あります。ただ、一方で、今ご質問者おっしゃるとおり、まだ全ての場所が満度にあるのかという声もないわけではございません。そう考えますと、赤潮の影響についてははっきりした見解が示されてはいないものの、全く裏を返せば影響があるかもしれないという不安な部分も、声も聞こえてきておりますので、まずは、確かに燃油対策、セーフティーネット等については、確かに100%満度ではないと。掛け率等の関係もございますが、現在のところはどちらかというと、今後の赤潮の関係等をまずは議員おっしゃるとおり、実態を把握していきながら、これらの影響が出た場合、これにはいち早く対応できるような体制を整えていかなければならないと考えているところでございます。

私どもとしても、北海道のほうには、今現在ウニ等の影響以外にも昆布等についての不安があること、それと他の魚種に対する影響が出た際に、速やかに対応していただけるよう、要望しているところでございますので、これら昆布資源については漁業協同組合のほうと情報をしっかり交換しながら、必要な対策についてはその際検討させていただきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（堀議員） 5 番、南谷議員。

●南谷議員 私は昆布専業漁家、昆布だけの人、いろいろ厚岸の魚種が多いわけござい

ますけれども、特に末広、床潭地区、専業漁家が密集しております。後継者のいるうちはサケ、マスも状況が悪いと、そういうことで島のほうに応援に行っているとか、働きに行くとか、非常に厳しい環境に置かれております。そういう人たちにとって、特に後継者のいるところにとりましては、昆布の影響、100%は補うことは不可能でもあります。ですけれども、昆布森が既に1漁家当たり、100%補えないまでも5%ということで、早々に手を打っています。そういう意味では、漁家に対して、専業漁家、昆布以外のいない人にとっては、本当に心細い限りだと思います。そういう意味では、やはり、しっかり調査をされて、何らかの国なり道なりと連携を取ってでも、町の交付金の活用も含めて、再検討すべきだと思いますがいかがでしょうか。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） 現段階では、確かに様々な形の影響が重なっているという部分は間違いないと考えております。一方で、それぞれの進捗状況、調査の状況もございますし、昆布の水揚げの関係、それと今おっしゃったように、漁業者の声につきましても、この先さらに声を拾いながら、国や北海道、町単独のものなのか、それぞれ漁業協同組合のほうとも情報を共有しながら、必要に応じた対策については、まずは状況の確認をしっかりとさせていただきまして、つないでいけるものはつないでいきたいと、このように考えているところでございます。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 きのこ菌床事業者への支援についてでございます。

先ほどの答弁で、大きな影響に至っていないとの答弁でございました。私が調べさせていただいたところ、良質な物が阿寒のホテルやレストランの客の減少で出荷が停止されたり、価格を13%ダウンして販売せざるを得ない状況にあると。その分、数量を多く出荷すると、人件費が加算になってしまう。ですけれども、やはりそのままというわけにはいかないのです、何とか出荷するようで、増産して、カバーしている実態にあります。

一方、経費のほうなのですが、電気代、灯油代は5から7%のアップ。特に毎日出荷をする運賃なのですけれども、これは20%くらいアップしております。

課長が言われているのは、この2年間との比較だと思うのです。でも、コロナになる前、それ以前の環境と比べたら、相当のハンデがありますよ。昨年対比とどうだという話されていますけれども、実態は非常に厳しい状況にあります。

そういう意味では、何とか町としてのきのこ産業にてこ入れしていかなければならない。上尾幌のきのこ産業の発展のためにも、支援策を講ずるべきと考えますが、いかがでしょうか。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

- 水産農政課長（川越課長）　きのこの関係でございます。私たちの生産者に対する聞き取りによりますと、今言われたこともございますが、令和３年４月１日から菌床料金につきましては、新型コロナウイルスの影響も加味しながら、一玉当たり15円の、税抜きの15円ですね、菌床料金の改定を支援として行わせていただいた経過がございます。それはコロナだけではなく、全体的な中国産のしいたけ及び中国産の菌床の流入、これらの影響も加味した中での取組でありましたが、聞き取りの中では、確かに光熱水費等のアップがあるというのは事実でございますが、それに加えて、ここ２年間、コロナの影響が始まってからの回復傾向にあると、流通が回復してきているという声もございます。その中で、何とか、新たな施設整備等への余裕というか、その部分についてまではもちろんいかないということだと思っておりますが、その中でも何とかこの中で菌床料の減額もあって、それと流通の回復、飲食の回復ということで、生産者の中では何とかこの中でやっていると同っております。

とはいえ、ご質問者のおっしゃるとおり、予断を許さない状況であることは事実だと思います。これに対して、施設整備等にかかる情報も一方でメーカー等からも聞いている部分ございますので、それら対策も含めまして、様々な情報を生産者に提供できるように、それと生産体制の充実ができるような指導というか、何かできれば、メーカーも含めまして、協力してまいりたいと考えているところでございます。

- 議長（堀議員）　５番、南谷議員。

- 南谷議員　水産加工業者への町の支援であります。昨年は上下水道料金の減免を行っておりません。今年は昨年以上に水揚げの減少が明らかでございます。加工業者は窮地に陥っております。水産加工業者は、本町の水産業の発展に欠くことのできない事業者でございます。私は何らかの支援策が必要だと考えます。

ただいまの答弁なのですけれども、今後の状況を見て検討されるという発言がありました。加工業者にしましては、わらをもつかむような状況の中で、今後の状況を見て検討をされるということなののですけれども、この辺については、状況によっては、この減免措置を考えていくということなののでしょうか。この辺について、もう少しきちんとした答弁をしていただきたいと思います。

- 議長（堀議員）　水道課長。

- 水道課長（高瀬課長）　お答えいたします。

ご質問者の言っている内容なのですが、先ほど町長の答弁にもあったように、今、現時点としては、この本業種を含む方又は町内の上下水道使用者からの相談とか要望というのは要請などは今のところなくて、状況がはっきり、今、つかめない状況でございます。それなのですが、今後このような経済状況がいろいろ大変になったり、支援が必要になったときには、町内全体として免除なり、そのような手当が必要な場合には考えていきたいというようなことでありますので、ご理解願いたいと思います。

●議長（堀議員） 5 番、南谷議員。

●南谷議員 ただいまの答弁ですと、水道料金としては加工業者だけではなくて、町内の状況、経済状況が悪化すれば一考してもいいよと、こういうことでよろしいでしょうか。

●議長（堀議員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） お答えいたします。

このような町内の状況、これに携わる町民の皆様が、いろいろ厳しい状況に置かれれば、町内全体としての支援として料金の免除等も含め、考えていきたいというようなことで考えてございます。

●議長（堀議員） 5 番、南谷議員。

●南谷議員 がんばろう厚岸応援券の追加として、町民全体へ一人当たり5,000円を追加配付されると、決定を伺いました。改めて、英断に敬意を表します。

かつて、スーパーではタマネギが130円、100円くらいで3個買えたのです。今日、130円か150円で1個しか買えないのです。ですから、タマネギが非常においしく感じます。高いタマネギだなと。スーパーの物も含めて、それから家庭のお母さんにすると、お父さんが飲むビール、お酒が10月から上がる。非常に家庭環境は厳しいものになっております。こんなときでございますから、今回の追加の5,000円の支給、町民にとって元気を与える、経済効果、非常に大きいものがあります。速やかに、適切に配付をすべきと考えますがいかがでしょうか。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） 今回の補正予算可決後に速やかに事務手続を開始しまして、1日でも早く町民の方に交付をしたいと考えておりますので、ご理解願います。

●議長（堀議員） 5 番、南谷議員。

●南谷議員 海岸保全事業について、再質問いたします。

筑紫恋、愛冠側の離岸堤の復旧工事は既に完了されておりました。さらには、船上げ場斜路の角落としについても、順次整備される。各々、浜の要望にしっかり応えておられることをよく理解ができました。末広のブロックについても、重量を増やすことを視野に検討されている。いずれの工事も、町が直接手を下すことはできないわけですが、これからもしっかりと浜の要望を北海道へ伝達し、早期着工、完成させられるよう、今後も努めていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） 海岸保全事業につきましては、着工はしたとはいえ、年次が何年かかるかという予算的な部分の影響もございますので、これにつきましては、地元の声をしっかり拾って、北海道へ早期着工、早期完成について、引き続き要請してまいりたいと考えているところでございます。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 新型コロナウイルス対応について、再質問いたします。

4回目接種の内訳でございますが、内容については理解できました。問題は、町民への周知でございます。町民は、自分が自分にとって、この4回目のワクチン接種対応がどうなのかということは非常に興味を持っています。テレビで毎日見えていますから。4回目が始まるぞ。自分はどうなのだろうと。そういう意味では、町民への周知について、簡潔で周知の徹底に努めるべきだと私は考えます。担当課として、町民にどのような周知姿勢で行かれるのかお尋ねをさせていただきます。

●議長（堀議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 4回目接種の町民への周知でございますが、実は対象となる方については、既に文書と、全てではまだございませんが、発送をさせていただいているところでございます。ただ、4回目接種につきましては、重症化予防という大事な観点もございますので、この後についても広報紙、それから防災無線、IP告知端末等可能な限りの周知をさせていただいて、町民の方の安全に努めてまいりたいと考えてございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 保育所児童についてお尋ねをさせていただきます。

保育所の児童は、非常に小さいお子さんが多いと思います。幼少であります。それぞれ自分の判断で行動することも、自分の判断能力もあまりないと思うのです。そういう一たちを保育士は大変気を遣って感染対応をされておられる。本人に意思があっても、善し悪しの判断ができない幼少でございますから、私は保育士、保育所としてどう対応するのかというのは、非常に難儀されるだろうと。そういう意味では、本当に大変だなと、敬意を表するものでございますけれども、保育士の対応というのですか、これからも、今日非常に慣れというのですか、コロナ禍の背景が変わってきた、町民も世の中全体がマンネリ化してきているというのですか、そういう中であって、保育士の行動というものが、やはり大事なのではないのかなと思います。この辺については、どのように捉えておられるのかお尋ねをさせていただきます。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

保育士も苦勞はしているところでございますが、何より大事なお子さんを預かっているところでございます。マスクの取扱いというものについては、国の考え方が示されており変更となっておりますが、児童の健康と感染防止対策が第一でございますので、その辺、子どもの健康に留意しながら保育をしてまいりたいと考えております。

●議長（堀議員） 5 番、南谷議員。

●南谷議員 小中学校の児童生徒の感染対策です。文科省の作成した感染症衛生管理マニュアルに基づき、対策を進めることは理解できました。国や道の指導に基づいて、学校の児童については対応されているという答弁だったと思います。

そこでお尋ねをさせていただくのですが、答弁の中で、地域の実情に応じた対応をされる。まずは文科省のマニュアルに基づいた対応を進めるのですけれども、地域の実情に合った対応をされるという答弁がありましたけれども、具体的に地域に合った対応、どのような対応になるのかお尋ねをいたします。

●議長（堀議員） 管理課長。

●教委管理課長（田崎課長） まず、この文科省からの衛生管理マニュアル、これに基づきまして、現在まで感染症対策を進めてまいりました。今まで、ある一定数の児童生徒の感染者というものは発生しておりますが、学校内における、例えば感染の広がり、こういうものは一切なかった。すなわち、この感染症マニュアルに則った対策が有効的に機能しているものと私どもは考えております。

しかし、今回新たに熱中症対策や登下校時における、このマスクを外してもいいというような方針が示されておりますが、特に小さな児童におきましては、登下校時、本来は、通知では2メートル以上の感覚かつ話をしないのであればマスクを外していいよということですが、子どもたち、やはりこのような状況であっても、友達同士とやはり登下校一緒にしていると夢中になって、やはりマスクを外していたとしても話をしたりだとかということが、そこは想定をされる今、厚岸町の子どもたちがいるのかなというようなところであります。ですから、一律にこの登下校時、距離があっても無言であればマスクを外すことが可能、こういうような指導ではなく、それがやはりできないような小さな子どもたちであれば、当初の段階からやはり、もちろん熱中症関係は考えなければならないのですけれども、マスクをしながら今までどおりの登下校の実施というようなことも、実際厚岸町の児童、子どもの状況を見た対策を講じていく必要があるだろうと、教育委員会としては考えております。

●議長（堀議員） 5 番、南谷議員。

●南谷議員　そうすると、国は国としてあるのですけれども、地域の実態、この辺については、厚岸の暑さというのですか、そういう状況、状況に応じて教育委員会として関わって指示していくと、こういうことで理解をしたのですけれども、適切に処理が可能なのでしょうか。都度、状況ががらっと変われば、学校での感染が流行ったとか、町内の感染者数が多くなった場合とかについては、マニュアルはマニュアルとして、マスクの登下校時はいらないよと言っているけれども、それらについては迅速な対応をされると、こういう答弁だと思うのですがいかがでしょうか。

●議長（堀議員）　管理課長。

●教委管理課長（田崎課長）　議員おっしゃいました、町内の感染状況、町内の感染状況もそうですけれども、教育委員会としては、やはり管内の感染状況がとても重要であろうと考えています。釧路市内に例えば通っている高校生、こういう方々が地元に戻ってきて、家庭内での感染を広げるといったような事例が今年は多くありました。ですから、厚岸町内の状況を見るのではなく、管内全体含めて、これにつきましては、保健福祉課と常に情報をやり取りしておりますので、そのような中で先手、先手を打った対策を取っていけるものと考えております。

●議長（堀議員）　以上で、南谷議員の一般質問を終わります。

次に、3番、室崎議員の一般質問を行います。

3番、室崎議員。

●室崎議員　先に提出いたしました一般質問通告書に従い、質問申し上げます。2点あります。

1点目は、ケアラー支援についてであります。

第一に、厚岸町におけるヤングケアラーの存在とその調査・研究・対策についてお聞きいたします。

2として、ケアラーの支援体制についてお尋ねいたします。

2件目として、エキノコックス対策についてであります。

1点目として、エキノコックスの町内における現状をお聞きいたします。

2として、エキノコックスの対策についてお知らせいただきたい。

以上であります。

●議長（堀議員）　町長。

●町長（若狭町長）　3番、室崎議員のご質問にお答えいたします。

1点目のケアラー支援についてのうち、（1）の「厚岸町におけるヤングケアラーの存在とその調査・研究・対策」についてであります。ヤングケアラーの存在については、教育委員会からの情報により該当者を把握しておりますが、町としても、今後、調査を進めることとしております。

その調査については、北海道において、今月から道内の小学生と大学生を対象にした実態調査を実施することとしているため、町では、北海道が行う調査の設問内容を把握し、町が行う調査の項目を整理した上で、小学校高学年から高校生を含む18歳までの方を対象に、今年の9月をめどに教育委員会と共にアンケート調査の準備を進めることとしております。

また、ヤングケアラーの研究については、先進的に取り組んでいる他の自治体や団体などの事例を参考に、子どもの現状に早期に気づくことが可能な学校や教育に携わる機関などと連携し、研究を進めてまいります。

さらに、今年度中に北海道から条例に基づく、ケアラー支援のための推進計画が示されることから、この内容を踏まえながら、町のアンケート調査結果による実態把握を基に、町としての支援対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、(2)の「ケアラーの支援体制」についてであります。支援者となるケアラーは、その介護等の負担に追われ、不安や悩みを持っている可能性があります。

高齢者や障がい者の生活支援については、公的な介護・生活支援サービスの給付制度があり、それらの利用調整においては、生活支援サービスを調整するケアマネージャーなどの、定期的なモニタリングによる聞き取りがあることから、ケアラーに対しても、介護負担などを含めた、近況確認が行われているものと考えます。

町独自の事業としては、「高齢者や障がい者の介護者同士の思いを共有し合う場の創設」や「介護者の休息を目的とした事業」を行うことで、ケアラーの孤立予防や介護負担の軽減を図っているところであります。

また、高齢者、障害者のケアラーのみならず、家族が世話をするのが当たり前という固定概念がある子育て世代においても、家族介護の負担を重く負う可能性があることから、母子保健・子育て支援事業において、養育者はケアラーであるという認識のもと、定期的な母子保健事業での保健師による専門相談や、産後の養育者の心身の休息を提供する「産後ケア事業」、「子育て応援ヘルパー派遣事業」などの養育者支援事業を実施しております。

今後は、町民の皆様にケアラーという言葉や概念の周知と普及啓発を行い、ケアラーについて理解していただくことや、先進的な事例などを研究し、社会福祉協議会などの関係機関と連携しながら、町としての支援体制の構築に努めてまいりたいと考えております。

小中学校につきましては、後ほど教育長から答弁があります。

続いて、2点目のエキノコックス対策のうち、(1)の「エキノコックスの現状」についてであります。媒介動物の現状といたしましては、毎年、釧路保健所が実施する「エキノコックス症媒介動物疫学調査結果」では、過去3か年の検体数18件のうち、陽性数7件で、陽性率39%となっており、エキノコックスを持つキツネが相当数いる調査結果となっております。

道内では、あらゆる年代にわたり、毎年20名前後の患者が確認されており、特に高齢者に多い傾向があります。釧路保健所管内においては、毎年数名の患者が確認されております。

次に、(2)の「対策」についてであります。キツネは、鳥獣保護管理法による狩

猟鳥獣の対象であり、年間を通して有害鳥獣駆除として、猟友会11名へ許可を出し、銃器による駆除を依頼し、毎年60頭程度駆除しております。

エキノコックス症媒介動物の対策としては、有害鳥獣駆除を継続するとともに、今年度から、キツネの捕獲用箱わなを設置する際に、虫下し剤入りのキツネの餌、通称「ベイト」を与える取組を始めており、効果を確認しながら毎年継続していくとともに、さらに有効な対策について研究してまいりたいと考えております。

感染予防につきましては、エキノコックスの卵が口から入らないようにするために、外出後の手洗い、キツネに触れない、沢水などの生水は飲まない、山菜などは十分に加熱もしくは丁寧に水洗いしてから食べることが重要であります。

また、キツネを近づけないために、生ごみやコンポストが荒らされないように管理を徹底する、餌になる残飯や生ごみ、犬や猫の餌を放置しない、餌付けは絶対に行わない、物置などは浸入されないようしっかりと塞ぐなどの対策も大切です。

これらの予防対策については、定期的に広報あつけしや、ホームページ、検診対象者への郵送物にパンフレット等を同封することで周知しております。

また、早期発見のための検診につきましては、18歳以上と小学3年生、中学2年生を対象に、5年に1回の間隔で血液検査による検診を実施しており、18歳以上の方は、集団又は個別の特定健康診査等の機会に併せて、小中学生は夏休み及び冬休み期間に町内医療機関での個別検診をそれぞれ無料で実施しております。

この検診で陽性又は擬陽性であった場合は、北海道が実施する精密検査を受診することとなります。

今後も媒体動物への対策と、検診や普及啓発を継続し、効果的なエキノコックス対策に努めてまいります。

私からは、以上でございます。

●議長（堀議員） 教育長。

●教育長（酒井教育長） 私からは、1点目の「ケアラー支援について」、小・中学校の状況についてお答えいたします。

ヤングケアラーの早期発見につきましては、これまでも教職員向けの研修資料を学校に送付するとともに、日常の児童生徒の観察や、教育相談を通して取り組んでまいりました。欠席しがちであったり、課題の提出が滞るなど顕著な特徴がある場合は、早期発見につながる方策であると考えております。

一方で、学校での生活はしっかりとしているが、家庭では、ケアラーであるという子どもの存在を見逃す可能性を、依然ご指摘いただきました。その後、教育委員会といたしましては、学校訪問や各種会議などの折に触れ、教職員のヤングケアラーについての理解が深まるよう指導を行うほか、家庭環境を確認し、介護や乳幼児の世話を担う可能性がある児童生徒を洗い出した上で、聞き取りを行うなど、なお一層細やかな目で子どもの困り感を見逃さない対応を取るよう指導しております。また、児童生徒に対してもケアラーについての資料を配付するとともに、相談窓口を紹介しております。

このような取組の中、実際の対応として、欠席が続いた子どもに対し、ヤングケアラ

一の可能性も視野に入れつつ、詳しい聞き取りを行った結果、ヤングケアラーではないことが明らかになり、生活の改善に向けた指導を行った例もございます。

なお、町内小・中学校におけるヤングケアラーの存在につきましては、1名の該当者を把握しておりますが、この家庭につきましては、学校の関わりによって、不登校の状況が改善される傾向にあります。

今後の実態把握につきましては、北海道において札幌市を除く、道内公立小学校に通う5年生及び6年生全児童を対象に実施される調査の後、町において実施を予定している実態調査の中で、児童生徒のさらなる実態把握を行ってまいりたいと考えております。

教育委員会といたしましては、児童生徒と教師の適切な関わりを通して、子どもの状況を捉えるとともに、状況に応じて関係機関につなぐなど、子どもの成長を支えてまいります。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 1問目のケアラーの支援ですが、ヤングケアラーというものに関しては、議会で3回、既に議論がされておりますね。質問者はそれぞれ別ですが。1回目は、令和2年12月9日の一般質問でした。2回目は、令和3年の奇しくも同じ日、12月9日の一般質問でした。それから、その同じ日の予算委員会です。3回議論がされております。それで、そのときの答弁と比べますと、今回は格段に問題のありかがシャープになってきたのではないかと今思ってお聞きしておりました。今回の質問も、その今までの議論を踏まえて進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、ヤングケアラーの1点目からなのですが、大体国やいろいろな機関が今調査に入っていますが、そうすると、あちこちの報告を読みますと、大体このヤングケアラーと認定というか評価される人は、17人に一人とか、20人に一人とかそういう報告なのです。大体、みんな似たか寄ったかなのです。厚岸町が特別の町で、めちゃくちゃに多いとか、それから全国的な数字よりうんと少ないとかいうことはないと思うのです。

現在の答弁、今回のをお聞きしておりますと、一人見つかったというお話でしたが、まだまだいるのではないかと、平均値といいますか、いろいろな例から見られるのですが、そのあたりはどのように考えていらっしゃいますか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

今、教育委員会からの情報ということでの共有したもので1名ということでございましたが、可能性といたしましては、議員おっしゃるとおり、まだ潜在する家族がいらっしゃるかもしれないということは否めないところだと考えております。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 令和3年12月の議会での答弁の中に、町は道の調査内容を重んじというのは、ちょうどそのとき道の調査があるというような話があったから、これ出ていると思うのですが、各世代、子ども、高齢者、障害者全てを含んだケアラーという部分の把握に努めたいとおっしゃっていました。また、教育委員会では福祉課と連携しながら、プライバシーにあまり関わらないで、できるだけ正確な数値を押さえていく、その方法について検討してまいりたいと、そのようにおっしゃっていました。それが今回、ここに散見される、いろいろな形で今探っているのだという話だと思うのですが。そして、これから本格的調査に入るといいうように取れる答弁があったのですけれども、もうちょっとその調査という点について、具体的に説明をしてください。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

調査の手法ということでお答えさせていただきますが、北海道がこれから調査するという設問をまだきちんと把握しておりませんが、それを踏まえて、厚岸町としてどういう課題がまた設問として入れるべきなのか、地域がらも踏まえて項目を設定したいと思います。

項目については、そういうことですが、手法といたしましては、小学校高学年から高校生を含む、又は高校に行っていない方もいらっしゃる可能性もございます。そういう方も住所などをつかんで、アンケート形式で郵送させていただいて、返信をいただくという手法が一つ。それと、小学校につきましては、まだ具体的にきちんと詰めておりませんが、児童生徒、それぞれ端末が一人1台ずつあると伺っています。それらを活用したアンケートの手法と回答というようなところの手法で考えております。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 これ、この後、ケアラー全体についてもお聞きしますので、そこでもう一度ちょっとお聞きしますので。ヤングケアラーというのはケアラーの中の一部ですから、結局だぶってしまいますので。

それから、教育委員会にもお聞きするのですが、前回の令和3年12月のときには、これからいろいろな手法を検討していくのだというお話でしたが、今回お話聞いていると、大分具体的にいろいろ進めているということが分かりましたので、それで、今、面接をしたり、いろいろな形でもって掘り起こしをしているのだというお話がありました。ただ、そのときに気をつけなければならないことというのがありますよね。それはヤングケアラーにさせている親や家族に対する非難めいた有言無言いろいろあると思うので、そういうものが出てはうまくない。ましてや、偏見が出てはうまくない。そういう当たりで、結局この問題点の把握、それからヤングケアラーと言いますけれども、お家の手伝いをする事自体はいいことなのです。ただ、それがその子どもを押しつぶしてしまうような加重的負担を与える立場に追い込んでしまっていることをどうやって防

ぐかという話だと思うのです。

そういう意味で、先ほど出ていたので、あまりくどくは言いませんが、まずは学校現場において、ヤングケアラーというものがどういうもので、どういう問題を含んでいるのかと。なぜ、今まで隠れていたのかということの、やはりきちんとした理解を共有するというのですか。みんなが持たなければならないと思うのです。それが1点です。

それともう一つは、本人、ヤングケアラーの立場になっている人、なる可能性のある人という、子どもたちみんな入るのですけれども、その本人たちが、こういう問題があるのだということ。そしてもし自分の周りにそういう人がいたら、みんなが協力してやらなければならないということ。そういうことをきちんと理解する必要があると思うのです。その当たりについては、十分意識して進められているとは思いますが、一つは問題意識、一つはそれをみんなが共有するための手法としてどんなものを行っているか。これについて具体的にお知らせをいただきたい。

●議長（堀議員） 指導室長。

●教委指導室長（廣瀬課長） お答えいたします。

生徒指導に関わる部分の側面もありまして、教職員に対しては、先ほどの答弁にもありましたけれども、研修資料の配付とともに、その説明。あるいは先生方に直接話す機会のときには、事例を出しながら、こういった目でいかないと見落とす可能性というのが大いにあると。すなわち、教育観的な理解、それから傾聴するという精神を忘れずに関わっていただきたいという部分。それから、先生方についても理解度の差というのが、やはり生じている可能性がありますので、繰り返し共通理解が図られる指導を行っております。教師自身のこれまでの生き方に照らして、これくらいはOKだろうというような判断に至るのではなくて、教職員全体でこういった視点で子どもに接していきましょうという理解を深めるような関わりをしておりますし、これからもさらに事例等を挙げながら、より確かな目で子どもに接しれるように理解を深めてまいりたいと考えております。

それから、児童生徒への関わり、それから家庭への関わりについてもそうなのですが、いずれにしても聞き取りを行う段階で、そんなこと大したことないというように子どもが受け取っても仕方がない。あるいは、これ以上話しても問題の解決には至らないということではなくて、理解者がいるのだ、相談してもいいのだという心証が高まるような関わり方に努めていただきたいというお話をさせてもらっています。

また、子どもに文書を配付したりする折には、そういったことも書いてあるのですが、教師のほうからいま一度、その説明を加えて、児童生徒への理解も深めてまいりたいと考えております。

家庭につきましては、子どもから聞いたお話、あるいは周り、他者から聞いたようなお話を家庭に確認する際も、問題があるのかということではなくて、どのような状況なのか、どの辺に困り感があるのか、あるいは解決の糸口はどこにあるのかといったところで関わりながら、解決に向かっていきたいと考えております。

●議長（堀議員） 3 番、室崎議員。

●室崎議員 分かりました。

それで、またお聞きしますが、児童福祉法は近年改正になりましたよね。平成29年 4 月 1 日に施行されていますね。これ、子どもの権利条約の批准によって法律が変わったのです。そこでは、子どもは、適切な養育、健やかな成長、発言や自立、そういうものが保障される権利を有するということが明記されたわけです。そういう流れの中で要保護児童地域対策協議会というものも市町村に設置せよと。正確に言うと、置くことができるという法律の文言ができました。ただ、参議院何とか委員会の付帯決議で、速やかに設置するように望むということが付帯決議で入っていますね。厚岸町はありますか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

当町におきましても、厚岸町要保護児童生徒対策協議会という組織は設けております。

●議長（堀議員） 3 番、室崎議員。

●室崎議員 それで、今回のヤングケアラーに関してのいろいろな中で、いわゆる要保護児童地域対策協議会に対して、ヤングケアラーに関しては、非常に認識が薄いのではないかという指摘が出ています。それは、虐待だとかそういうものを中心にしたものとしてつくられているので、ちょっとヤングケアラーについては違う要素があるということだったらしいのです。それで、子どもへの支援の確認やケアラーの認識が不十分だというような識者からのいろいろな指摘もありましたが、前に答弁いただいたときに、要保護児童、準要保護児童の中からは聞こえてこないで厚岸町には存在しないと、そういう答弁があったのですが、1 年たっていますから、それを振り回すわけではないのだけれども、この要保護児童地域対策協議会の中でヤングケアラーに視点を当てた協議というものはされておりますか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

何らかの児童に関する、そのご家庭に関する問題等のお話があったときに、関係機関集まっていたいただいて、要保護対策協議会の中で協議をしておりますが、ヤングケアラーに特化した議論はしたということはないのが事実でございます。しかしながら、家庭の状況、子どもがどういう動きをしているのか、生活をしているのかというところまでは踏み込んで検討しているつもりではあります。

●議長（堀議員） 3 番、室崎議員。

●室崎議員 次に伺うケアラーもそうなのですが、ヤングケアラーもそうなのですが、いろいろな施策と重なってくるのです。ですから、あそこでこういうことをやっているから、ケアラーに関して言うなればヤングケアラーに関してのことでもありますと言ったら、全部であるのです。それでは、うまくいかなかったのです、今まで。だから、ヤングケアラーというものをきちんと念頭に置いた検討というものがされなければならないということでこういう問題が出てきているのです。だから、識者のそういう指摘もあるのです。その点を十分に認識していただきたい。あそこであれやっていますから、考えてみたらこれなのですよという話では、今までと何も変わりません。そして今までは、これは完全にどこかの陰に隠れて見えなかったのです。そのことを十分考えていただきたいのです。いかがでしょう。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

令和2年12月の一般質問におきまして、ご提言いただいて1年半がたったわけですが、その間、ヤングケアラーを主とした対策については平行線のままだという体制かなとは思っておりますし、その取組に関しては反省しているところではございます。しかしながら、現状といたしまして、ヤングケアラーを主として、親の妊娠期から高齢者の対応まで、その中には障害という部分もあるかと思えます。それらを全体的に保健福祉課としては、その家族の支援のために、いかなる情報も集めて対応してまいりたいと考えております。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 もう一つ指摘しておきますね。福祉、介護、医療担当者によるヤングケアラーの把握というのが不十分だという指摘も識者からは出ております。それはどういうことかという、それが不十分のために何が起きるかという、例えば同居家族の中に子どもがいたとする。そういうその子どもが家族介護の中で病人や、あるいは障がい者や高齢者の面倒を見ていると、それを介護力の一つとして考えて利用調整が行われているケースが決して少なくないと、こういう指摘があるのです。これについても、そのことが結局、みんな善意でやっているのだけれども、ヤングケアラーというものを生んでしまう要因の一つであるとも言われているのです。したがって、いやいや、そんなものは分かってる、自分たちは専門家なのだからという意識をやめていただいて、ヤングケアラーってどんな問題で、自分が扱っているケースの中でも知らず知らずのうちにつくってしまっているのではないかという、こちらが言うのは大変失礼なのだけれども、意識を持って、こういうものをそういう担当者において勉強をしていただきたい。認知度を上げていただきたい。そのようにいろいろな方が意見を述べられているのですけれども、この点についてはどのようにお考えでしょうか。また、私が危惧するようなことが見えたとしたら、そういうことをなくするために、あるいは見えなくても、そういう

ことが今後、これから起きないようにするために、対策をどのように考えていくのか。その点についても、ご説明をいただきたい。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

いろいろな数え切れないケースがございます。そういうケースに応じながら、各種、私どものみならず、医療関係者ですとか、介護の事業所の方々などのお知恵も借りながら、その方の支援ということで取り組んでいるつもりではございます。しかしながら、やはり、最近話題になってきておりますヤングという部分の視点もさらに加えながら、さらに従来のケアという介護という部分を、まだまだ官民共に勉強していかなければならないのかなと思いますので、その辺はそれぞれ研究しながら、今後に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 時間もあまりないので、次に行きますけれども、ヤングケアラーという言葉自体が非常にこの頃出てきたわけですね。その実態というのは、やっと光が当たったわけですね。このヤングケアラーに関する社会的認知度を向上させなければ、問題の解決は図れないですね。みんながなんだそりゃと言っている段階では、施策を打つことはできないですね。その意味で、社会的認知度の向上というのは非常に大事だと思うのですが、私は思うのです。思わないなら思わないと言ってくればいいのだけでも。さて、どういうことを行おうとしているか。それについてお答えいただきたい。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

社会的認知度と考えますと、まだまだ失礼ではございますが低いのかなとは考えております。私どもも含め、町民の皆様にも今後につきましては、広報紙ですとかチラシの配布ですとか、防災無線になるのか、IP告知端末もまた活用しなければならないのかなと思うのですけれども、普及活動に努めさせていただいて、認知度を高めていただきながら、町民の皆様にもご理解を願えていきたいと考えております。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 次に、ヤングを外してケアラー全体についてお聞きします。

1年半前に、私ヤングケアラーについて初めて議会でお聞きしたつもりなのですが、そのときに町長が非常にシャープに問題を捉えて発言なさいまして、さすがだなと思ったのは、今、お前は介護の話ばかりしているけれども、これは介護だけではないのだと。いろいろな世話をしている18歳未満の子どもたち、これが全部入るのだよと答弁な

さいました。私もそのつもりで言っていたのだけれども、言葉足りなかったなとそのときは反省しました。これがポイントだと思うのです。この18歳未満というのを外すと、いわゆるケアラーの問題、そのものだと思うのです。決して介護保険適用の範囲に限られるものではないということです。

それで、ケアラーの支援体制についてお聞きするのですけれども、これについても、今道の調査とか、国の調査だとかと絡めながら、厚岸町として全戸配付のアンケートを取るのですか。まず、そのところ。ケアラーというものの実態調査、それについても、さっき行いうような話ではなかったかと思って聞いていたのですが、そこ、もう一度確認いたします。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

先ほど、9月をめぐりにアンケート調査を実施すると答弁させていただきましたが、これにつきましては、18歳未満の方に限定した調査ということで考えております。それ以外の18歳以上のアンケート手法につきましては、まだ具体的に示せない状況でございますので、ご理解願います。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 ぜひお願いしたのは、先進地事例がいくつもあります。そこでは郵送で全家庭に質問を出しているのです。詳しい内容は、今時間がないから言いませんけれども、そういう中からケアラーというものをあぶり出している。と同時に、元々分かっている人もその中に入っていると思いますけれども、何に一番困っているかというようなものもあぶり出しているわけです。そういうようなことを検討いただきたいわけです。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

全戸調査をしている先進地もございますでしょうが、今、その辺を研究して、全戸調査をすぐやって把握すべきなのか、また当課におきましては、いろいろな高齢者の計画ですとか、障がい者の計画とかというものもございます。その計画のアンケートのタイミングを狙ってやらせていただくのも一つかなとも考えておりますので、その辺はもう少し予算等も含めて検討させていただきたいと思いますので、ご理解願います。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 それで、そんなことを聞くのは釈迦に説法かもしれないのだが、ケアラーと言われる立場に追い込まれた人たちにとって、一番大変な事態というものを明確に町の側でつかんで、まずその大変さの軽減から始めていくというのが最も有効な、いわばも

のの進め方ではないかという気がするのです。ケアラーといっても、要するに、簡単に言えば面倒を見てもらう人を面倒見る人ですよね。その対応というのはばらばらですよね。今のようなヤングケアラー、小学生が面倒を見ているのもあったと思えば、100歳近い高齢者が面倒を見ているのもあるわけです。女性もいるし男性もいるのです。そして、その対応は一つ一つ全部別々ですよね。そういう中で、一番大変な状況というのは何だと考えてらっしゃいますか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

それぞれの家庭の状況というものもあるかと思います。その中には、例として高齢者の親、それに……。

（「端的にお願いします。時間ないから。」の声あり）

●保健福祉課長（亀井課長） ケアする者につきましても、今まで世話してきた人がこれからの主役になってくるというような状況となっておりますので、その支援に対して考えていきたいと思えます。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 つかんでないようですね。実際にそういう立場にあった人から聞いた話で、私はその立場になったわけではないので、不正確かもしれませんが。一番大変なのは、365日24時間一時も目を離すことができない状況になったケアラーです。大抵の場合、認知症が入って、なおかつ徘徊が出てしまった面倒を見なくてはならない人を見ている人ですね。この場合には、一時たりとも休むときがないのです。鍵かけておけば、鍵開けて外へ出てしまうのです。出るとどこか行ってしまっても見つからないのです。そういうような状況に追い込まれている人が、恐らく、ほかにもあるかと思えます、事例は。だけれども、最も大変な中の一つでしょう。そういうところに、まず倒れないようにするためにどうするかというようなところから考えを広げていけばいいのではないかと私は思っております。その点、これはこうしなさいとか何という話ではなくて、参考までに申し上げます。

その意味で、その上で、ケアラーに対する町の支援体制というものをきちんとつくっていかなければならないと思う。それは、あそこではこれやっています、ここではこれやっています、それはいいのです。だぶっていいのだと。だけれども、全体としてのもの。そうすると、やはりケアラー支援条例だとか、あるいは推進計画だとか、基本計画ですね、そういうものをやはりきちんとつくっていかなければならないと思うのです。その点、どうお考えですか。

●議長（堀議員） 町長。

- 町長（若狭町長） この大事な問題になってきましたので、私から答弁させていただきます。

と言いますのは、多分、今お話あったのは、議員会で行った栗山町のケアラーの計画並びに条例の関係ではないかと思いますが、実は今、国のほうも極めて深刻な問題であると。先ほどまではヤングケアラー、それから今はケアラー。特にケアラーにつきましても、夫婦間におけるケアラー、それと老々、長生きするのは大変喜ばしいことなのですが、老々の関係も出てきた。多方面にわたるケアラーをしなければならない課題というものが、深刻な課題として取り上げて、これを法制化していこうではないかという流れもあります。それから、今年から3年間、集中期間として、ケアラーについての認知度、社会的な認知度を高めていこうという、国がもう既に決定しています。

ただ、私もこれから勉強しなければ、皆さんと共にしなければいけないと思うのは、ヤングケアラーについてはコーディネーターを設置しなさいと。それについては、国も予算出しますということになっています。ですから、そういうことで法制化が間違いなく進むのだらうと思っておりますが、厚岸におきましても、そういう先例地をまた研究調査しながら、やはりぜひ今ある課題です。深刻な問題なのです。そういうものを考えますと、必要性も出てくるであらうということを考えていますので、そういうことでもう少し研究させてください。国のほうともいろいろと問い合わせしながら、勉強中でございますので、地域において、国のほうもそういう予算も既に組んでいますから、検討していかなければならないだらうということ考えていますので、ご理解いただければと思います。

- 議長（堀議員） 3番、室崎議員。

- 室崎議員 町長から今、積極的な答弁いただいたので、どうかよろしくお願ひしたい。

統計というか、いろいろなデータ出ている中で見ますと、介護疲れというのか、それで家族による介護殺人、心中事件というのは、2週間に1件の頻度で今出ているそうです。そういうようなものが、そういう悲惨なことが厚岸で起こらないように、ぜひ力を尽くして進めていただきたい、これは切にお願いしておきます。

それで、時間もないので申し訳ありません。せっかく座って待っていただいたのから、お聞きしなければなりません。エキノコックスに関して分かりました。二、三点、ちょっと簡単にお聞きします。

一つは、動物に関してはキツネの話に終始していましたが、実は犬と猫、これについても感染の可能性があって、気をつけないといけないということがあるのです。いわゆるペットの飼い方。猫かわいがりという言葉もありますけれども、距離感、そういうものについても、やはり啓発していかなければならないと、そのように思います。テレビなんかに出てくると、ペットと口移しでもって食べ物やったりしているのがあったりするの、あれは非常に危険ですよ。そういう部分についても、どうか広報をきちんとしていただきたいと思います。それが1点。

それから、今回、まだ実験段階だと、ベイトの散布に関しては、とお聞きしました

が、これ、効果を十分に上げるためには大面積散布しなければならないですね。そうすると、相当の費用を見込まなければならないと思うのですが、その当たり、大まかでも予想は出ていますでしょうか。

それからもう一つは、検診というものをやっているとおっしゃいました。これは非常に大事だと思います。この病気は体に入ってから発症するまで、随分時間がかかるようですね。だから、その前につかんでしまえば、非常にいいのだと思うのですが。この検診率というのはどのくらいあるのでしょうか。対象者は町全体で考えているわけですか。その中でもって、せめてこのくらいの方には検診してもらいたいという希望率みたいなものがあると思うのだけれども、そのあたりはどうなのでしょう。この3点をお願いいたします。

●議長（堀議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） 私のほうからは、最初の2点についてお答えいたします。

まず、人の口移しが危ないという問題も当然ございます。人については、虫や卵に汚染された野菜、山菜や、沢水を直接口にするということで、それも当然、キツネも犬も同じ、最終的には犬もエキノコックスが入って、成虫して卵を産むと。それを口にするということではキツネも犬も一緒でございますので、当然、危険性があるということで。それらについても、再度、周知をしてまいりたいと、追加でまいりたいと思っておりますのでございます。

猫につきましては、犬と違いまして、なかなか非公的な宿主と言われまして、エキノコックスが入っても成虫にならずに、要するに成虫にならないということは卵も出ないということなので、猫から移らない、移りづらいとはなっておりますが、ただ、当然口の中に卵があれば、それも移るということでありますので、犬と同様、その辺についても広報、周知してまいりたいと思っております。

それから、もう1点、ベイトの話ですけれども、先ほど、答弁書でもございました、町長からの答弁にございました。今、実験的にやっております。大散布ということで、道内では何カ所か散布をしているという実例も知っているところでございます。さらに、散布する前と散布してもう十何年たっている自治体もありますけれども、かなり効果があるという確認もされておるところでございますので、散布についても費用としてはそんなにかからないかなと思っております。というのは、散布は職員でやればいいのかと思っておりますし、ただ、ニセコ町の例を挙げますと、糞便で検査をするということ、うちの場合はあくまでも保健所に検体を持って行って検査をしてもらっていますが、糞便検査ということで、それを検査するのが北海道では今のところ1カ所しかないというのを押さえておりますので、その検査費用で数十万円かかるかなとは思っているところでございます。その辺の予算確保も含めて、やはりこれだけ効果のあるベイトでございまして、調査研究しながら、今後進めてまいりたいと思っておりますのでございます。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） 私からは検診についてお答えさせていただきます。

北海道のエキノコックスの実施要領に基づいて実施しているわけでございますけれども、5年に一度の検査ということになっております。それは成人も子どもも同じなわけでございますけれども、18歳以上の方につきましては、随時町内の民間病院又は集団検診といたしましては、日程を設定して行っております集団検診を行っております。その合計値でございますけれども、直近、令和3年といたしましては194人。ちなみに平成30年では300人ほどいたのですけれども、この減少につきましては、コロナ禍における受診控えではないかなと察します。さらに、子どもの状況でございますけれども、町といたしましては、5年に1回ということでございますので、小学校3年生と中学2年生と、前年に何らかの理由で未受診だったという方につきましても含めて、夏休み、冬休みを利用して町からリストアップをして受診を促しております。その人数が結果といたしましては、受診された方が、令和3年実績では97人でして、率でいきますと、児童につきましては47.5%ということで、半分を切っている状況でございます。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 分かりました。時間がないので、この検診というものは、やはり相当に重荷化してしまって、命に関わるようなものを防ぐという意味では効果あるわけですね。これは、どの程度までの人にやってもらいたいという、町側として、そういう検診をやるほうとしての希望的な検診率というか検診数というのはどのくらいを目標にしているのでしょうか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

数値としての目標値は設定しておりませんが、集団検診の中でも取り込んでいるエキノコックス症の検査でございます。それらにつきましては、全体として率は上げていきたいなとは考えております。案内の際には、チラシなども含めまして、対象者に対してはぜひ受診をしてくださいということで促している、啓発をしているということころも、子どもも含めてさせていただいておりますので、ご理解願いたいと思います。

●議長（堀議員） 以上で、室崎議員の一般質問を終わります。

休憩といたします。

再開を午後3時30分といたします。

午後2時59分休憩

午後3時30分再開

●議長（堀議員） 本会議を再開します。

次に、2番、石澤議員の一般質問を行います。

2番、石澤議員。

●石澤議員 先に提出した通告書に従って、質問します。

最初に、所有者不明土地の対策についてです。

「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律」が公布されました。この法律は、人口減少、少子高齢化が進む中、相続件数の増加、土地の利用ニーズの低下と所有者意識の希薄化が進行し、今後、所有者が不明な土地の更なる増加が見込まれ、その利用の円滑化の促進と管理の適正化が喫緊の課題だとしています。

ア、症にはこのようなケースの土地はありますか。

イ、この改正で、所有者が不明な土地を活用し、自然災害に備えることや、その土地が放置されないよう対策することができると思いますが、町としてどのように考えますか。

ウ、所有者不明土地が有効に活用され、地域住民の公共の福祉や利便性の向上を図る運用が重要になってきます。町として所有者不明土地の積極的活用と、何かしらの対策を講じるべきと考えますが、どうですか。

2、成人年齢引き下げによる若者の消費者被害を防ぐ対策について。

（1）成人年齢を18歳に引き下げる民法の改正が行われ、令和4年4月1日から施行されました。これからは大人として親の同意を得ないで高額な商品の購入やローン、クレジットカードの契約が可能になる。自己決定権を拡充するという積極的な意義はありますが、同時に未成年者取消権が適用されなくなるため、消費者被害の拡大となるのが懸念されます。この点について町長の所見を伺います。

（2）様々な被害の中でも、高校生を含む18歳、19歳のAV（アダルトビデオ）出演強要問題は特に深刻であります。AV映像はインターネット上で拡散され、記録され続け、被害は重大であります。未成年者取消権は、18歳、19歳のAV映像の販売・流通を止める有効な救済手段でしたが、この救済ができなくなります。

実践的な消費者教育の充実、消費者被害への相談体制の強化・拡充だけではなく、18歳、19歳を消費者被害から守る実効性のある対応が緊急に必要と考えますが、高校も含めて、これからの取組を具体化すべきと思うがどうですか。

3、包括的性教育について。

（1）ジェンダー平等を進めていく上で、子どもの健やかな成長、発達のためにも、包括的性教育を進めていく必要があると思いますが、町での取組はどうなっていますか。

これで、1回目の質問を終わります。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 2番、石澤議員のご質問にお答えいたします。

1点目の所有者不明土地の対策について、（１）、アの「町内にこのようなケースの土地はあるのか」についてであります。が、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律」は、「所有者不明土地の利用の円滑化の促進」、「災害等の発生防止に向けた管理の適正化」及び「所有者不明土地対策の推進体制の強化」を図ることを目的に制定されたものであり、具体的には、「所有者不明土地を公益性の高い施設として活用する地域福利増進事業の対象事業の拡充」や、「災害等の発生を防止するための市町村長による勧告・命令・代執行制度の創設」、「所有者不明土地対策計画の作成や所有者不明土地対策協議会の設置」などを定めたものであります。

町内の所有者不明土地の所在状況については、現時点においては、「地域福利増進事業」の実施に関する問い合わせや適正に管理されていないことにより災害の危険性がある所有者不明土地に関する相談や苦情がないことから、喫緊の課題とされる事案は把握しておりません。

次に、イの「この改正で、所有者不明土地を活用し、自然災害に備えることや、その土地が放置されないよう対策することができると思うがどのように考えるか」についてであります。が、所有者不明土地の活用については、行政目的がない段階で、町がそれらの土地の管理を引き受けることはありませんが、それらの土地が行政目的を果たす上で、適地となり得る場合には、この法律に基づく「地域福利増進事業」の活用なども検討していくことになるものと考えております。

また、所有者不明土地が放置されないようにする対策については、それらの土地が適正に管理されていないことにより、周辺地域に深刻な悪影響を及ぼすと認めるときには、この法律で定められた「市町村長による勧告・命令・代執行制度」などを活用し、その対策を講じる必要があるものと認識しているところであります。

次に、ウの「所有者不明土地が有効に利用され、地域住民の公共の福祉や利便性の向上を図る運用が重要になってくる。町として所有者不明土地の積極的活用と、何かしらの対策を講じるべきと考えるが」についてであります。が、所有者不明土地の活用と、放置されないようにする対策については、先に申し述べたとおりであります。が、「地域福利増進事業」については、町だけではなく、民間企業やNPO法人、自治会など、誰でも実施が可能とされていることから、制度の周知を図るとともに、その他の具体的な施策については、この法律施行後において、法定協議会の設置や、「所有者不明土地対策計画」の策定を進める中で検討してまいりたいと考えております。

続いて、2点目の成人年齢引き下げによる若者の消費者被害を防ぐ対策についてのうち、（１）の「成人年齢を18歳に引き下げる民法の改正が施行され、親の同意を得ずに高額な商品の購入ローンやクレジットカードの契約が可能になるが、同時に未成年者取消権が適用されなくなり、消費者被害の拡大が懸念される。町長の所見は」についてであります。が、令和4年4月1日施行の改正民法は、選挙権年齢の引き下げなど、国政上の重要な事項の判断に参加してもらうための政策が進められ、世界的にも成人年齢を18歳とすることが主流となっている中、自己決定権の尊重と積極的な社会参加を促すことが期待されることから、成人年齢が18歳に引き下げられております。

このため、18歳に達した後、自分の住む場所や進路を自分の意思で決めることなどのほか、自分の意思で様々な契約ができるようになりました。

一方で、契約に関する知識や社会経験が少なく、契約の重みや内容を理解していないことが考えられることから、そこに付け込む悪質な事業者を狙われることが危惧されます。

このため、特に高等学校の教育において、消費者の権利と責任や、消費行動における意思決定や契約の重要性などについて学習する「消費者教育」を充実していくことが必要であると考えており、その一環として、今月16日に釧路市消費生活センターによる消費者教育出前講座を厚岸翔洋高校において実施するほか、広報あつけし4月号で、成人年齢の引き下げについて特集し、消費者トラブルの事例、消費者トラブルから身を守る方法や、困ったときの相談先などを掲載するとともに、町ホームページでも同様の内容を掲載しております。

今後も、高齢者のみならず、若年層を意識した消費者被害防止の啓発活動を行うとともに、消費者トラブルが発生した場合には、速やかに「消費生活相談窓口」あるいは「厚岸警察署」へ相談するよう、さらに周知してまいります。

次に、(2)の「未成年者取消権は、18・19歳のAV映像の販売・流通を止める有効な救済手段だったが、この救済ができなくなる。消費者被害から守る実効性のある対応が緊急に必要と考えているが、高校も含めて、これからの取組を具体化すべきでは」についてであります。アダルトビデオの撮影や公表で生じた被害を救済するため、超党派の国会議員でまとめた「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律案」、いわゆる「AV出演被害防止・救済法案」が、先月27日に衆院本会議において全会一致で可決され、現在、参議院において審議中であります。

本年4月の成人年齢の引き下げにより、「未成年者取消権」が使えなくなったことがきっかけとなったこの法案は、出演者の年齢や性別にかかわらず、一定の期間内は無条件で契約を解除できることや、この解除による出演者への損害賠償を求めることができないこと、商品を回収し現状を回復する義務をAV制作、公表した側が負うことなどが盛り込まれており、一日も早い可決、施行が望まれます。

また、内閣府では、関係機関と連携して、医療、カウンセリング、捜査や法的支援を行う「ワンストップ支援センター」を開設し、警察等の相談窓口とともに、その対応に当たっております。

今後は、学校教育において、消費者保護の仕組みなどについて学習する「消費者教育」を充実していくほか、特に高校での「性に関する指導」において、自分の行動への責任感、異性を理解し尊重する態度、性に関する情報等への適切な対処が必要であることを理解できるよう指導していくことが重要でありますので、教育機関と連携して取り組んでまいります。

また、若年者に対する性被害を含む消費者被害防止への啓発活動や、「消費者生活相談窓口」を含む相談機関の周知を行ってまいります。

続いて、3点目の包括的性教育について、「ジェンダー平等を進めていく上で、包括的性教育を進めていく必要があると思うが町での取組は」についてであります。包括的性教育とは、性と生殖の健康に関する内容をはじめとする、人間関係、ジェンダー、

人権など幅広い内容の性教育のことで、子どもの年齢や発達状況に合わせて行うものとされており。

当町においての取組については、乳幼児期の子どもについては子ども本人への教育という形式ではなく、乳幼児健診や相談、家庭訪問等の機会に保護者からの相談や子どもの状況に応じて、保健師が個別に対応しております。

具体的には、「性器の洗い方」や「子どもが自身の性器を触ることへの対応」などの相談に対し、パンフレット等を用いて、まずは保護者自身が理解できるよう支援したり、その子の年齢や発達・家庭状況に合わせた表現や言い回しを保護者と共に考えるなどの個別性に応じた取組を行っております。

また、保育所や子育て支援センターにおいては、遊びの内容や、物の色などを子どもの性別で決めつけず、本人の選択に任せるなど、日々の活動の中での取組をしております。

小学校から高校生までの子どもにつきましては、学校と連携し、「妊娠」や「体の発達」など、性に関する直接的な内容だけでなく、自身や相手を思いやる基盤となる「人間関係」や「性の多様性」、「多様な価値観」、「性に関する情報への向き合い方」など幅広い内容について、健康の保持増進という観点から保健師が健康教育を実施しております。

健康増進計画「第2期みんなすこやか厚岸21」においても、思春期における健康教育は、生涯の健康づくりにおいて重要で、正しい行動の選択や、意思決定ができることを目指すと位置づけており、包括的性教育の視点も持ちながら、今後も健康教育を充実させてまいります。

小中学校の対応については、教育長から答弁があります。

私からは、以上でございます。

●議長（堀議員） 教育長。

●教育長（酒井教育長） 私からは、3点目の包括的性教育について、「ジェンダー平等を進めていく上で、子どもの健やかな成長、発達のためにも、包括的性教育を進めていく必要があると思うが、町での取組はどうなっているのか」について、小・中学校の状況についてお答えします。

学校における性に関する指導につきましては、学習指導要領に基づき、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動を取れるようにすることを目的に実施されており、体育科、保健体育科や特別活動をはじめ、学校教育活動全体を通して指導することとなっております。

指導に当たりましては、子どもの発達段階を踏まえること、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ること、集団指導と児童生徒の状況に応じ個別に指導する内容を区別するなどが求められており、学校では指導計画を作成して実施しております。

同時に互いを理解し、尊重し合うことができる集団形成、差別や偏見をなくし、個人の人権を尊重することについて、児童生徒の発達の段階に応じて実施しており、個性の違いによって疎外感を抱いたり、悩んだりしないような心情を育むこと、差別的な言動

がなく、暖かな土壌を育むことを目指しております。こうした指導の継続は人権の尊重をはじめ、男女平等、共同参画社会等、ジェンダー平等に結びつくものと考えております。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 最初の所有者不明土地の対策ですが、厚岸ではそういう対象の土地がないということなので、一安心かなとは思いますが、この中で、法定協議会の設置ということが述べられておりましたが、これはどのようにして、いつ頃までにつくるつもりがあるのでしょうか。それとも、今のところは予定はしていないということですか。

●議長（堀議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

この法律施行後であります。私たちは今、こちらのほうの所有者不明土地対策計画、それと協議会の設置ということでございますが、今回のご質問は土地所有者不明の土地ということではございますが、やはり、あくまでも所有者の不明の土地ということでありまして、既に所有者がいたとしても、やはり管理されていない土地があります。そういった中では、所有者の不明又はそういうような土地も含めて、私どもも今の計画を策定してきて、また協議会を策定していきたい。

今、厚岸町でも進めております空き家対策協議会とあります。それに合わせて計画をつくっております。こちらのほうも昨年から空き家の除却ということで、補助をそれぞれにさせていただいて、皆さんに結構反響ありまして、結構皆さんが認識ありまして、やはり除却が進んでいるというところでありまして、建物を壊せばそれでいいわけではございません。建物ある、その土地の管理もやはりこういうような土地の管理は、やはり近隣に影響がないように管理をしていただければならないと思っています。そういった中では、今厚岸町にはこういうような所有者不明の土地がないとは言い切れないと思います。正直言いまして。例えば、土地を求めるとなりますと、何か施設を建てる、例えば道路を通す、そういったときにこの土地を求めるとであれば、そういうような登記も調べながら所有者を探していくということになります。今の事案としてはないということでございます。

そういった中では、そういうことも含め、また一番はやはり周知と対策だと思っています。この所有者の不明の土地の法律ができた経緯というのは、やはり発生予防、これは公共事業に影響があるということで、やはりそういった中での発生予防、それと適正な管理、それと利活用ということでございます。ただ、利活用といいますと、なかなか難しいのかなと。そういった中では、やはり発生予防、それと適正な管理、これを私たちは、この計画を協議会、それと計画をつくりながら、やはり自分の所有物であります、財産であります。それは所有者が責任を持って、これを管理していかなければならないというところでもあります。そういった中では、今回、民法だとか、いろいろな法改正しております。それを、やはり周知をして、自分の責任の下、財産を管理していく

と。そういった中では、周知、それと町としても、そういった近隣に及ぼす土地があるのかどうかということも確認しながら。これは空き家対策と併せて、町として協議会、それと計画のほうを策定していきたいというのが今考えているところでございます。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 空き家対策の結果としてだと思うのですが、結構、危険だなと思う住宅が取り壊されたりして、更地が結構、町の中でも見られるということなのではけれども、そういうときに、財産を受けて、そしてその土地を所有ということになると思うのですが、そのときにどうしようもなく、手放さなければならないというときの相談なんか町では受けることが可能なのですか。これは、もうどうしようもないし、自分はそれは受け入れないというようなことのときに、町で管理してもらえないかというような相談があったとしたら、それは可能とするのでしょうか。

●議長（堀議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

所有者本人の財産でありますと、町が管理するということとはございません。ただ、今の空き家の私たち、空き家でちょっと申し上げさせていただければと思いますが、空き家バンクというのを令和4年4月から始めさせていただいています。これは、まだちょっと募集をしているのですが、まだないところでありますが、この空き家を持っている所有者が利活用する、要はそういう家を求めている方、これは売る側と買う側のマッチングさせるためのことを町とやっております。もし、仮に、これはいろいろなほかのところの事例も見ているのですが、空き地に関してもそういうところ、正直言ったらやっているところもあります。ただ、町としては不動産業ではございませんので、やはり個人の財産は個人の責任を持って売却もしくは管理をするということが適切だと思いますので、町としてその土地を管理するということはないと思います。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 済みません、言い方悪かったと思うのですが、もし、その土地を自分が管理できないので、町に対して寄附というか、そのような形で町として取り扱ってほしいといった場合は、それは別になるのでしょうか。

●議長（堀議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

土地の寄附というのは、町にも正直言って、寄附の相談ということとはございます。ただ、町といたしましても、やはり寄附をしていただく土地が厚岸町にとって活用できる土地なのかどうかということも含めて、やはりそこは町内全体でこの土地の利用というこ

とを考えながら、その相談者に対してはお答えをさせていただいているというような状況でございます。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 分かりました。これから協議会なんかでも、空き家バンクと併せて、空き家対策と併せてやっていくということなので、ぜひそういう対応をしていただきたいと思います。

次に移ります。成人年齢、消費者問題なのですけれども、ここできちんと丁寧にどういう対応するかということなのですが、これ、高校生、若者に対して被害の防止の啓発活動と言うのですが、今回、毎年、5月30日なのかな、消費者協会からの何か啓発という、こういう文書みたいのが出ていると思うのですが、道から出ているのかな、そういうもので高校生とか、それから高校なんか、例えば中学校なんかにもそういう物を配るというようなことで、高校がすぐ世の中に出ていく中で必要なのですけれども、中学生くらいから、そういう消費者教育というのをきちんとやっていく必要があると思うのですが、この辺はどうでしょうか。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） お答えさせていただきます。

町内の高校についてですけれども、町長の答弁にあるように、実は明日、釧路市の消費生活センターの専門員が見られて、そういうような教育をしていただく、そういう授業をしていただくという手はずになっています。

また、啓発ビラというのでしょうか、そういう物についても、中学校もそうですけれども、高校も既に配付を、注意しなさいと、注意してくださいということで配付はさせていただいております。学校での指導のことではあるのですけれども、先ほどのビラについては、4月に中学校のほうに配付をしているということで聞いております。

●議長（堀議員） 指導室長。

●教委指導室長（廣瀬室長） 小中学校の消費者教育について、少しお話をいたします。

まず、小学校では早期では生活科の中で、小学校低学年の生活科の中で買い物をしてみようというような単元が消費者教育としての始まりかなと思います。その後、小学校、家庭科におきまして、消費生活、環境という分野がありまして、その中で買い物の仕組みや消費者の役割について学習をします。小学校では購入が適切にできること、例えば買い物の履歴を残すですとか、そういったもの。それから、買い物の仕組み等について理解することということが求められております。

中学校では、家庭分野におきまして、購入方法、支払い方法の特徴等について学びます。それから、クーリングオフ制度についても扱われることになっておりまして、学習はしております。ただ、中学校の段階で、実際に自分がクーリングオフを活用するよう

な契約をするかどうかというところがありますので、こういったことがありますという学習はしております。

以上です。

●議長（堀議員） 2 番、石澤議員。

●石澤議員 世界的に言いますと、もう18歳というのは大人としてきちんと成長していて、いろいろなことに対応できるような子育てが出来上がっていて、一人前の大人として出ていくということが可能になっているのですが、どちらかというと、日本の場合はずっと親の保護で、自分自身がきちんといろいろなものを学びながら、成人として自分で決定をして、いろいろな危険も自分で察知をしてという訓練がずっと結構、ほかの国に比べてゆっくりとしていて、そのために急激に今回18歳、選挙権もあるのですけれども18歳ということで、子どもたちにとっては本当に大変な、今の子どもたち、とても大変な思いをしていると思うのです。

それで、先ほど消費者協会から学習するということだったのですが、年に1回だけではなくて、やはり何回か分けて学習することも必要だと思いますし、高校に行かない子どもたち、その子どもたちに対してどういう対応をするのかということを含めて、どのようにやっていくのか。ちょっと答えてほしいのですが。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） 学校での教育ということでもありますけれども、道立学校には、平成29年くらいから徐々に教育というものを開始して、30年以降に入って生徒に対して消費者教育をやるようになったということでもあります。確かに専門的な分野の講師なりが来てということは、実は明日初めて行うということでもありますので、それについては回数を増やせるかどうか、また相談させていただいて、そういうような教育に努めていきたいなと思っております。

また、学校に通わない18歳未満の方については、実は広報あつけし4月号にこういった成人年齢引き下げに関する記事ですとかで掲載させていただいておりますし、また町のホームページでも消費者トラブルに注意ということで掲載をさせていただいております。そのような中で広報というものは周知をしているという状況でございます。

●議長（堀議員） 2 番、石澤議員。

●石澤議員 ホームページとか広報で周知をするということはとても大事ですが、やはり、本当にそこまで届いているのか。親と子どもの会話の中でもそういうものが可能なような環境づくりとか、とんでもない思いをさせてしまったら、特にAVなんていう問題は、今国会でも全会一致でとなりましたけれども、一度流されたらどうしようもないということもありますので、そういうのも極力避けるとか、そういう危険なことに踏み込むことがないようなことを含めて、ここには医療カウンセリング、ワンストップ

支援とありますが、そういうのも含めて、これから取り組んでいってほしいと思います。

あともう一つ、消費者相談窓口なのですから、この電話番号はありますよね。簡単なやつ。それも教えてください。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） まず、悪質なことに引っかからないようにということで、まずは自己防衛というか、そういうのが大事なのかなと思っています。そのためには、やはりそういうことに注意しなさいといったような広報といいますか、教育もそうなのですけども必要だと思っています。

相談体制の関係で、消費者ホットライン188というものがございます。あと、このほかに町のほうでも消費生活相談窓口ということをして設けているところでございます。あとは、町長の答弁書にもありますとおり、厚岸警察署なりといった相談窓口がございます。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 この188という番号ですけども、結構長いのもあるのですが、このシャープも何もいらないですね。188にかければ、これ北海道の消費者相談室につながっていると思うのですが、この数字もやはり、こういうことで相談できますよというのをきちんと広報の中で知らせていってほしいと思いますが、いかがですか。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） 今年の広報4月号にも、この188という番号の関係は載せさせていただいておりますし、今後の教育の中でも、こういう188というこの番号、印象に残ると言いますか、番号でもありますので、これをちょっと強く言って、こういう相談窓口があるということを周知していきたいと考えております。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 最後に、包括的性教育に移ります。ずっと答弁していただきました。幼児の子どもについてとか、相談の問題など、保健師が個別に対応しておりますということでした。3歳児健診とか、そういうときに、子どもたちがいろいろな自分の体のことに興味を持ったり、そうしたときに親がどのように対応するかという相談も多分あると思うのです。その中で、お母さん方の困りごとで、どうやって対応したらいいのということがあるのです。例えば、保育所に行って、5歳くらいになってくると自分と違った相手の体のことが気になったとか、そういうことがあるのですが、そういうときに保育士が専門家ですから、よく分かっているということがあるのですが、それを相談できないよう

なお母さんたちもいるみたいなのです。

それで、子どもと母親、例えば親、一緒になって小さい頃からちょっとそういう学習会みたいな、性教育の学習会みたいなことを計画することができれば、何人かでもいいですけども、何回かそういう場所を設けてあげれば、親も共倒れないし、おじいちゃん、おばあちゃんもそうなのですけれども、そういうような場所を提供しながら、小さい頃から、赤ちゃんのときから対応することで、子どもは自分がここに存在する存在意義とか、自分に対する肯定感なんかも育っていくと思うのですけれども、そういうような学習会みたいな場所はつくるということとはできないですか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

今、ご提言あるようなことにつきまして、できないということではございませんけれども、現状といたしましては、町長の答弁にもございましたとおり、乳幼児健診のときですとか、1歳6か月健診、その次には3歳児健診というような健診もございますので、タイミングをねらって随時パンフレットなどをお示しして、提示して教育させていただくという場面と、その際には当然ご相談もあった場合には、それに支援のアドバイスもさせていただいたりしておりますので、今はそういう段階の中で、性教育も含めて、親御さんも、子どもさんについても指導させていただいているつもりですので、このような内容で取り組んでいるということでご理解願いたいと存じます。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 本当に性の情報って溢れていますよね。いろいろなところで。SNSとか何だか分からない、たくさん溢れていて、子どもたちというのはその中にぽんと放り出されているような状態がたくさんあると思うのです。それで、それに対しての、私たちみたいな孫に関してもそうなのですけれども、大人のほうが遅れていつてるのです。そういう知識が。それで、こういうことをしたときにどうしたらいいのだろうかとか、この子のこういう行為に対して、裸で走って歩くとか、そういうようないろいろなことに対しての、私自身なんかの取組なんかも、とても分からなかったりする場合があるので。例えば、保育士とか、それから助産師とか、そういう人たちの中で、いろいろな情報のノウハウを書いた本とか、簡単にそういう物があったとしたら、それをつくって、お母さんたちにちょっと渡すということも、大分負担が減ったり、それから自分が今どうしたらいいのかということも、とても困っている方も現実にはいて、孫のことなのだけれども困ってしまったのだというような話も聞くのです。だから、そういうときに否定をするのではなくて、子どもを受け入れて、こういう話をするということも可能な、そういうテキストみたいな、簡単な物をつくって渡すということも可能だと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

議員おっしゃる要望に沿えているものなのかどうかは、ちょっと不明なところはございますが、現状の中でもそういうパンフレットだとかも提供させていただいてはおります。そのような望まれるパンフレットがどのような物なのかにつきましては、ちょっと研究させてはいただきたいと思いますので、ご理解願いたいと存じます。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 そういう取組の中で、コミュニケーションを取る中で、同意という、相手に同意を求める、例えば手をつないでいいかいとか、ハグしていいかいとか、そういうようなことも含めて、同意を求める、お互いに嫌なことは嫌と、そういうことを言えるような、そういうような環境づくりというのは大事だと思うのですが、それも小さい頃からずっと育てていくということが必要だと思うのです。それも含めて、対応して、そういう環境、町にばかり任すということではないのですけれども、そういう環境づくりが出来上がっていったらいいかなと思います。

今回の旭川のいじめで亡くなったことも、あれも結局はネットによるいじめも含めて、性教育の問題も出てきていると思うのです。何が子どもたちに必要なのか、それから何がだめなのか、どうしたら子どもたちの中に育てていくものがあるなら、それも含めて、これからの性教育をきちんと考えていかなければならないと思うのですが、こういう取組をしていくということなので、これはこれでいいのですが、そのほかに本当に子どもが性被害とか、そういうことに遭わないように、自分のことをきちんと守っていけるような知恵とか、それをつけるためにも対応していくことが必要だと思いますが、その取組についても答えてください。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

現状の取組につきましては、年代ごとによります教育内容というのが変わってくるかと思うので、保育所などにつきましては、そういう体のつくりのことですとか、そういう段階での保育をしながらの教育と努めております。そのほか、保健師の活動といたしましても、それらも含め、先ほどの健診の際のアドバイス、教育も含めて、そのほか、そのような議員おっしゃる他の市での事件などの状況などもあったかと思います。それがあったからというわけではございませんけれども、町の取組といたしましては、中学1年生の段階から、各学年ごとに各学校のほうに入らせていただいて、そういう思春期教室ですとか、そういう性に関する指導も心身問わず保健指導として介入させていただいて、教育と申しますか、保健指導と言いますか、そういうことに取り組ませていただいている現状でございますので、それを今後も継続して取り組んでまいりたいと考えております。

- 議長（堀議員） 以上で、石澤議員の一般質問を終わります。  
休憩します。

午後 4 時20分休憩

午後 4 時22分再開

- 議長（堀議員） 本会議を再開します。  
ここで、会議時間の延長を行います。

厚岸町議会会議規則第9条第2項の規定により、本日の会議時間は、1番、竹田議員の一般質問が終了するまで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

次に、1番、竹田議員の一般質問を行います。

1番、竹田議員。

- 竹田議員 質問通告書に従い、質問させていただきます。

1、災害対策について。

（1）地震災害時の水道管破裂による断水に備え、地震に強い井戸を活用してはどうか。民間所有の井戸の活用を自治体と協定を結ぶ取組を行うべき思うが、町の考えを伺います。

（2）井戸の重要性や必要性があると思うが、特に多くの避難者が集まると予測される場所に井戸がない場合、新たに掘削をして、その水が飲料水として活用できるかどうかの調査及び飲料水としての活用ができない場合は、簡易浄水器の設置も含めて検討すべきと思うが、町の考えを伺います。

2、厚岸町公共下水道、厚岸町合併処理浄化槽について。

（1）上下水道法第1条、目的に「都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。」及び厚岸町合併処理浄化槽設置費補助金交付規則第1条、目的に「生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、かつ、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。」とありますが、企業は個人排水量よりはるかに多いにもかかわらず補助金もありません。制度を見直すべきと思いますが、町の考えを伺います。

3、厚岸町住宅太陽光発電システム設置について。

（1）奨励金を出し、環境負荷に理解していただき設置したものですから、今後の撤去・廃棄処分費に対して、町が助成すべきと思うが、町の考えを伺います。

以上です。よろしくお願いします。

- 議長（堀議員） 町長。

- 町長（若狭町長） 1番、竹田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の災害対策についてのうち、（1）の「地震災害時の水道管破裂による断水に備え、地震に強い井戸を活用してはどうか。民間所有の井戸の活用を自治体と協定を結

ぶ取組を行うべきと思うが」についてであります。災害による断水時の応急給水につきましては、災害時の協定を締結している、釧路管内の市町村や日本水道協会北海道地方支部道東地区協議会、関係機関等の支援を受けて給水することとしております。

しかし、断水が長期化した場合、飲料水は確保できても、炊事や洗濯、トレイなどで使用する生活用水まで十分に確保することは難しいことから、民間の井戸を活用する取組は有効であると考えます。

全国的にも「災害時協力井戸」として、民間の井戸を協定や登録制度により、断水時に活用させていただき取組が進められておりますので、こうした事例を参考に検討してまいりたいと考えます。

次に、(2)の「井戸の重要性や必要性があると思う。特に多くの避難者が集まると予測される場所に井戸がない場合、新たに掘削をして、その水が飲料水として活用できるかどうかの調査及び飲料水として活用できない場合は、簡易浄水器の設置も含めて検討すべきと思うが」についてであります。多くの避難者が集まることが想定される施設としては、厚岸味覚ターミナル・コンキリエや、青少年体験活動支援施設・ネイパル厚岸、太田活性化施設などが挙げられ、避難者のみならず、付近の住民への生活用水の給水拠点として井戸の有効性があるものと考えます。

また、井戸水を飲料水とする場合は、一定の水質基準が求められるほか、地震の影響により水質が変化する可能性もあり、基本的には生活用水としての活用が望ましいと考えますが、簡易浄水器についても、主要な非難施設への井戸の設置検討と合わせて検討してまいりたいと考えております。

続いて、2点目の厚岸町公共下水道、厚岸町合併処理浄化槽について、「企業は個人より排水量が多いが補助金もない。制度を見直すべきでは」についてであります。下水道法では、排水設備の設置等については「遅延なく」とされ、水洗便所への改造義務については下水の処理を開始すべき日から3年以内に改造しなければならないとされており、また、「市町村は、くみ取便所を水洗便所に改造しようとする者に対し、必要な資金の融通又はそのあっせんに努める」としております。

当町では、衛生的で快適な暮らしの創出を達成するため、水洗便所及び排水設備の普及促進を図ることを目的に、公共下水道の供用が開始された平成8年度に「厚岸町水洗化等改造工事資金貸付制度」及び「厚岸町水洗化等改造工事補助金交付制度」を。平成26年度には「厚岸町合併処理浄化槽設置費補助金交付制度」を創設し、既設の便所を水洗便所に改造し、又は既設の排水設備を改造する方、し尿及び雑排水を併せて処理する浄化槽を設置する方に対し、支援を行ってきたところであります。現在の制度での対象者については、それぞれの制度における区域内の住宅の所有者又は使用者となっており、国や公共団体、各種法人、団体等が所有する建物のほか、ご質問にある企業をはじめ、個人が所有する店舗や事務所など、営業を営むための建物については対象外としております。

今後においては、前段で申し上げた目的達成のため、店舗や事業所などの建物に対する支援について、現行制度の改正を含め、その在り方について検討してまいりたいと考えております。

続いて、3点目の厚岸町住宅太陽光発電システム設置について、「今後の撤去・廃棄

処分費に対し、町が助成すべきと思うが」についてであります。町では、環境への負荷が少ない再生可能エネルギーの普及を促進するとともに、町内での消費を拡大し、地域経済の活性化を図ることを目的に、町内で住宅用太陽光発電システムを設置する人に対し、予算の範囲内において15万円分を上限に、厚岸町商工会が発行する商品券で交付しており、平成25年度の制度開始から令和3年度までに、43件、571万3,000円分を交付しております。

この住宅用太陽光発電システムの法定耐用年数は17年とされておりますが、経済産業省では平成24年の固定買取制度フィットの導入により、急速に拡大した太陽光発電システムは、太陽光パネルの製品寿命とされる約25年から30年を経て、令和22年頃から大量廃棄される見込みとしており、当町においても同様の時期に撤去及び廃棄処分が多くなると考えられます。

この住宅用太陽光発電システムの廃棄に要する費用については、一般的な太陽光パネル20枚のものでは、運搬・処分費用に諸経費を含めた場合、約15万円から20万円と言われております。

ご質問にある、住宅用太陽光発電システムの撤去及び廃棄処分費に対する助成制度の創設については、現時点では考えておりませんが、今後、町内における撤去、廃棄が多く発生する時期を見据えて、検討すべき課題として捉えております。

以上でございます。

●議長（堀議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 井戸の活用、厚岸町において厚岸大橋があって、そこに水道管が送水管として設置されています。ちなみに、それを水管橋とも呼ばれて、移動手段と、それから水管橋と、両方の役割を厚岸大橋は担っているわけです。その際、災害に対して、熊本の地震では、熊本市全域で断水、水道水の100%地下水で担う、水の都とも言われておりました。しかし、地震の中にも前震といって、本震が来る前での数多い小さな揺れ、そして本震という強い異常な揺れの二つに分けられる、大きな揺れについての水道管がひび割れして漏水するなど、送水管としての役割を果たせなくなる。そういったことも厚岸町は懸念されるわけです。そういったときに、厚岸大橋が果たして、橋もこんな大きな揺れの地震又はその地震によつての津波に対して、厚岸大橋が安全で、絶対に壊れないということはあり得ないのではないかと思いますのですけれども、その部分については、まず厚岸町はどのように考えておりますか。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 厚岸大橋の災害の強さについてでございますが、議員おっしゃいますとおり、北海道としても耐震性の強化、補強等をこれまで進めてきておりますけれども、確かに絶対に壊れないと、ましてや橋に水管橋としての役割で橋に抱かせている水道管、こでも維持できるということは、おっしゃるとおり言い切れないというような認識でおります。

●議長（堀議員） 1 番、竹田議員。

●竹田議員 答弁に関しては、井戸の設置ということの必要性があると答えていただいているので、それ以上、ぐだぐだ申し上げることはないのですけれども、井戸の強調性ということを訴えるのであれば、厚岸大橋の地震による崩壊又は水管橋としての役割ができなくなるといった場合については、本町側のほうが一番被害を受けるのではないかと。これから、厚岸町において、前にも質問しましたが、例えば本町側のほうで真龍側のほうも厚岸町全体として、避難場所後の仮設住宅をもしつくとしたら、どの辺がいいかという質問に対して、有明の下水処理場の近くを想定しているというようなこともおっしゃってありました。そういったその計画がある地域に、水が全く行かなくなったとき、そういったときのために、そこの部分をまず井戸を掘って、水が出るか出ないか調査しようと考えられるわけですが、そういった場所をまず井戸の調査をする。

それから、BCPの観点から考えると、協定によって災害時、誰でも普段から利用できるような感じ、平時は小学校、中学校、防災観点、それから環境教育、とその場としても考えていかななくてはならない。それを、ただ井戸を掘って終わりではなくて、そういった活用もしていこうという国の提案もございます。

そういった部分についても、小学校、中学校の校庭内に、まずその井戸を掘ってつくる。答弁にもありました厚岸味覚ターミナル・コンキリエ周辺の青少年体験活動支援の施設だとか、ネイパルだとかというところに持っていくように考えてはありましたけれども、そのほかにも避難場所と想定されている場所、今現在、指定されている場所、たくさんあちこちに掘ればいいのかというわけではないですけれども、本当に災害のときに厚岸町全体のことを考えて、どの場所に掘ったら、今の人口推移的な、非難したときの人口推移、そういうのを考えながら、どこの場所につくると一番有効性があるのかということを検討していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 本町側での避難場所、有明などということでございますが、湖南地区の防災広場も新しく出来ておりますので、そういった場所も視野に入れながら、井戸の設置に適した場所、どういった場所に設置したらいいかというのは避難場所というよりも、どちらかというと、議員おっしゃいました仮設住宅の建設を計画している場所ですとか、あとは指定の避難所、こちらのほうでどういった場所に設置したらいいかというのも含めて、検討してまいりたいと考えております。

それと、あと平時の利用も含めての検討ということで、私もちょっと事例を調べさせてもらいましたところ、学校の校庭で、普段は花の水やりですとか、グラウンドの水まきに使用しているといった事例も見させていただいておりますので、できればやはり、こういった平時からも町民の方ですとか、学校ですとかで利用できる状況のほうが望ましいとは考えます。そういったことも含めて検討を進めてまいりたいと考えております。

●議長（堀議員） 1 番、竹田議員。

●竹田議員 井戸については、これで終わらせていただきます。

次に、厚岸町公共下水道、厚岸町合併浄化槽について、ご質問させていただきます。

答弁の中にも、現行の制度を改め、改正を含め、その在り方について検討してまいりたいと答弁しておりますので、これ以上、聞く必要もないのかなと思うのですが、企業という部分では、公共下水道の配管のある場所にある企業と、それから公共下水道の地域にない業者もあります。僕的には公共下水道があるところに企業が集まっているほうが多いのではないかなと思うのです。企業を営んでいるけれども、公共下水道以外に企業としてある場所というのは、逆に少ないのかなと思います。ただ、公共下水道にもあるにもかかわらず、企業として大量の排水をもたらす企業というのがあると思います。ここでは、何の企業で、こういった実態の営業をしているのかという、そのことを言うことは問題があるので、言葉としては控えさせてもらいますけれども、実態そのような状況ではないのかなと思うのです。

公共下水道の処理、それから合併浄化槽の設置を促すということに関しては、今まで簡易水洗便器で大した水道水を使わない、でも合併浄化槽又は公共下水道にした場合に、水道の有水量が格段と上がっていくと思うのです。これだけ人口減又は水産関係での漁獲量の減少によって、水道の有水量がかなり減ってきているのが現状です。しかし、それと反比例して漏水管の架け替えや、そういった工事費が膨らんでいく、使用が少ないのに工事費がかさんでいく、いわば経費に対して使用料が減っていくという逆転されていくマイナス効果がこれから起きてくるわけですね。ですから、そういう部分について、公共下水道又は合併浄化槽を企業に促す、それに対しての補助金も出して、企業に使っていただくことによって有水量のアップというのがまた考えられると思うので、合併浄化槽を付けたことによって、設置したことによって、又は公共下水道につながるということを100%やってもらうことだけが目的ではなくて、水道水の有水量のアップということを考えると、決してマイナスではないだろうなとも考えるのです。それら全体含めて考えていただきたいと思いますと思うのですけれども、いかがですか。

●議長（堀議員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） お答えいたします。

今、議員おっしゃるように、下水道をつなぐことによって水道使用量が増えるということは確かです。それで、我々ちょっと一番問題視しているのは、手洗い、台所の排水が道路側溝をつたって、河川や海に流れるというのをちょっと懸念しているものですから、我々としても会社、企業様にも接続していただきたいという考えは持っておりますので、条例、規則、整備をして、なるべく早い段階で対応してまいりたいなと捉まえております。

●議長（堀議員） 1 番、竹田議員。

●竹田議員　すぐやれとは、なかなかできないわけですがけれども、どのくらいのめどを目標としているのかなと思うのですけれども。多分、すぐぱっと年数的には出ないと思うのですけれども、それは僕よりプロなので、このくらいの時間があればできるだろうなという目標年数を、もし頭の中にあったら教えていただきたいと思います。

●議長（堀議員）　水道課長。

●水道課長（高瀬課長）　お答えいたします。

めどというのもあるのですが、正直、今3年以内に接続と考えたら、会社様でいうと、3年以内というのは、正直、1件しか接続していないところはありません。それで、3年を経過した会社で今未接続になっている会社、事業所というのが80件ほどあります。それで、今年度、一般家庭に対して、特別措置として3年を過ぎた方に当たっても、一般家庭に対して、今補助金交付というものを進めておりまして、会社と、今猶予という形を企業にも取るかというような段取りになれば、規則改正はしても財源というのもの、この特例措置の中でやるか別として、いろいろとちょっと予算等もありますので、相談しなければならないことがあるので、まずやれるよという段取りの条例規則に関しては、早めのうちに対応したいとは考えておるのですが、ただ、それを実行しようとするときにはいろいろなものが伴うので、それについては今ちょっと、まだもう述べられないのですが、早めに検討していきたいと考えてございます。

●議長（堀議員）　1番、竹田議員。

●竹田議員　分かりました。よろしくお願いします。

次に、太陽光の部分でありますけれども、太陽光の設置についての補助金については、僕も議員になったときに補助金を出すようにと僕も勧めてお願いをしていた議員としてのそのうちの一人であります。私も太陽光を設置するときに、すれすれと言って、自分も個人の住宅については、第1号か第2号くらいの早さで自分の住宅にも設置したほうだったのです。しかし、そのときには、今のような気候変動に対するSDGsの考え方というのがなかったのです。このSDGs、気候変動事態宣言、厚岸町も事態宣言したのですが、こういった部分の考え方というのは、僕も当時なかったのです。厚岸町としては、住宅太陽光の設置に対しての予算の奨励金を交付すると決定したときに、当時にこういう太陽光の撤去費がかかる、又は撤去しなければならない、又撤去しなければ環境に負荷がかかるということが事前に厚岸町としてはその時点で、何らかの形でいいですから分かっていたのか、全く気にしていなかったのか、そこまで気にする必要はないだろうという、どういう認識であったのか伺いたいと思います。

●議長（堀議員）　観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長）　奨励金制度ができたのが25年度からということでございま

す。当時のことはちょっと、そういうことを考えてというのは、ちょっと私、済みません、勉強不足で、そのことはちょっと分からないのですけれども、ただ設置するとなった場合は、いずれはそういう撤去というものも考えるのではないかなと思っております。したがって、廃棄するときにそういうものが、パネルが廃棄されるとき、ごみというのでしょうか、今リサイクルというものもありますけれども、そういうことになるというのは考えではあるのかなと思っております。

●議長（堀議員） 1 番、竹田議員。

●竹田議員 大量に発生する使用済みパネルをめぐる課題は、主に、今国で言っているのは、大きく分ければ3点があると言われています、1点目は、撤去、廃棄費用。住宅などに設置する際、メーカーから導入メリットばかりが強調される一方、撤去、廃棄をめぐるコストは説明されず、寿命が来て数十万円の費用がかかると知らされるケースが少なかった。撤去せずに放置されることで起きる感電などの事故、費用負担を回避するための不法投棄が始まるのではないかという懸念がされて、それが増え恐れることが指摘されている。

2点目については、パネルに含まれる成分の特定の難しさだと。主な処理方法は、パネルから回収できるアルミなど再資源化できる物もあり、リサイクルできる。また、中古品を再利用することによってリユース、解体してまた埋めてしまう埋立処分の3種類に分かれる。どんな方法を選んでも必要になるのが、各パネルの成分分析の確認である。環境省の担当者は、成分はメーカーによって製造時期によって異なり、鉛やヒ素といった有害物質を含むタイプもあると話す。業者の倒産などで成分が分からない商品も出てきている。そのような物の処理が困難なケースもあるということを自覚しなければならない。

また、三つ目については、パネルの処理体制が整っていないことが現実だ。リサイクルや埋立処分に処理能力と保管場所を保つ業者が必要になるが、パネルが大量廃棄されれば不足する可能性がある。なお、パネル成分の8割を占めるガラスについては、リサイクル業者からは再資源化が純度が低いため、使い道が少ないという声が上がっている。これは、各メーカーとかパネルの大きさについて、それぞれ違うらしいです。

それらについて、非常に懸念されるものであると。ですから、太陽光を勧めてきた厚岸町としても、この問題3点を挙げただけで、やはり責任ゼロとは言えないのではないかと私は指摘をするのであります。

また、独自の対策を進める自治体も出てきていると。日本では、埼玉県は20年からリサイクル業者と協議会を立ち上げ、業者間で連携してパネルを処理する仕組みを構築している。また、福岡県では昨年ネットを活用して使用済みパネルを回収するシステムを開発運用し始めたという例もございます。

これらも厚岸町として、これからどうすべきかということ、もうちょっと研究又は勉強していく必要が絶対にあるのではないかなと思います。また、補助金制度についても考えるべきと。今は考えていないが、後に考えなければならないという答弁もございしますので、期待はしております。しかし、今言った部分について、もう一度厚岸町とし

て取り組んでいかなければならない問題だろうと思います。

また、ヒ素や有害物質を含めたタイプもあるということが明らかになっている部分については、これは放置しておけない部分であろうと思います。今言った合併浄化槽の環境保全に厚岸町も向かっております。また、環境に対しての配慮の部分についてもやっていっている部分でもあります。そういった部分も考えて、今の言ったことについて勧めていていただきたいと思うのですが、いかがですか。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えさせていただきます。

今、SDGs が最も注目されているわけであります。しかしながら、厚岸町といたしましては、胸を張るまでもないですけども、やはり基幹産業は自然産業なのです。漁業にしても酪農にしても。自然によって大きな影響を受けるのが基幹産業である。そのためには、環境を守らなければならないという趣旨の中で、いろいろな学校教育においても力を入れながら、そういう環境問題についてやっているわけであります。このことについては、いの一番に、釧路管内で一番に宣言をしたと、ゼロカーボンにつきましても。ですから、そういう点では胸を張ることができるのではなかろうかと思っておりますので、今、どうするのかという、設置をしたけれども、いろいろな取り外しについては課題があるのだというご指摘がございました。そのとおりだと思いますので、第1回目の答弁なのです。そのとおりですから。そういうことで、やらないということよりも、いろいろなことを研究、勉強しながら検討していきたいということでございますので、ご理解をいただければと思っております。

●議長（堀議員） 以上で、竹田議員の一般質問を終わります。

●議長（堀議員） 本日の会議はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思います、これにご異議ありませんか。

（な し）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度にとどめ、明日に延会いたします。

午後 4 時58分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和4年6月15日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員